

和田村小字考

(1)

和田村小字考

(1)

は し が き

題して和田村小字名考といふ。自分の生れた地であり育てられた村であれば、一草一木にも思出がからまる。そこで既に消え失せんとする小字名・呼び名・又物の所在した処等を記して、幼き思出のよすがもととしはじめた。書き出して見ると、それからそれへと色々な思ひがまとひついて、遂下らぬことまで書き記した。

勿論私自らの思出であり、且つかくもありしならんかといふ下らぬ愚見を附記したものである。従つて私の記憶を以てしたことで、何等調査をもこころみず、只ついでく^くに二^二三^三の呼をうがった故に、年記はちがつてゐるかも知れず、覺えないものは欠字にして置いた処でもある。勿論一歩進めて多少の調査をしたらばと思つたが、斯様にすることは進んで村誌的になつて、一個の樂書の域を越えては又、其筋の人々から御せっかいを敢てするといふ謗もまぬがれぬことをはばかつて、敢てしないで置いた。

昭和二十八年十月二十五日

於 和田村中村四七六番地 茅屋

和田 喜久男 識

二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
サイレン寺跡	溜池三つ	山下	遍照寺	常德寺	西分	比井街道	西村	東村	済広寺	中村	小孝校	土用畑	里神社	藏垣内	西山	東浦川	西川	入山	風早浦	三穂の浦曲	和田
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
(27)	(26)	(26)	(25)	(23)	(23)	(23)	(22)	(22)	(21)	(21)	(21)	(20)	(19)	(16)	(16)	(15)	(14)	(7)	(4)	(2)	(1)

四 四	四 三	四 二	四 一	四 〇	三 九	三 八	三 七	三 六	三 五	三 四	三 三	三 二	三 一	三 〇	二 九	二 八	二 七	二 六	二 五	二 四	二 三
古屋敷	城ノ尾	岩ノ谷	宮ノ谷	本ノ脇	棟　　札	火焚祭と白粉餅	八王子社跡	齋神社	豊玉彦神	猿田彦神	事代主神	本国神名帳	宮　　脇	忠魂碑	切　　口	段垣内	谷　　口	一里塚	塚　　原	宮垣内	井見松
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
(68)	(68)	(67)	(67)	(63)	(62)	(58)	(54)	(51)	(47)	(46)	(45)	(39)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(29)	(28)

家園村二字

中_レ地方の煤が、能く下_レ王油塔の京_ノ例_ノ底_ノ上_ノに、
 開_ノ業_ノ用_ノ谷_ノ三_ノ個_ノ成_ノ力_ノを、西_ノ野_ノの_ノ炭_ノ二_ノ回_ノ免_ノ二_ノ



和 田

ワダ

明治二十二年以来町村制の実施にあたって、和田村と称されることになった。其れも古称和田浦によつての称である。「わだ」といふのはもとく地形から来た名称で、此の浦の湾曲せる状によつて曲（ワダ）であることに相違はない。海にまれ・川にまれ曲る所・わだかまる所、曲りて水の淀む所を云ふことは、古く神武即位前記に「釣ニ魚於曲浦」とあり、私記には「和太乃宇良」と訓じてゐる。萬葉集卷二ノ一二三長歌に「石見の海角の浦曲を浦なしと人こそ見らめ云々」と、同卷三ノ三三五「我ゆかば久にはあらし夢の曲渚ワダとはならずて渚とありとも」、同卷一ノ三一「さざなみの滋賀の大和太淀むとも昔の人に又もあはめやも」と見え、又枕草紙には「七わたに曲れる玉の緒をぬきて蟻通とは知らずやはあらむ」等々によつても、古くより用ひられ、且つそうした所の地形に宛てられた名となつてゐたことが知られる。更にまた和田ノ原と云へば洋々たる海原を指す語であることは、百人一首にて御馴染の「和田原八十島かけて漕ぎ出むと人には告げよ蟹の釣舟」の歌によつても明かである。又わだつみと云へば海をつかさどる神でもあれば、斯うしたところからでも、和田は古くから此の地形によつて称された地名であることは知られると共に、御崎社の祭神は古来和田の地に鎮座して、此の和田浦を鎮め祭り日ノ御崎を守護し参る和太津見之加美であつたことは想像に余りある。さればこそ日ノ御崎を通過する船舶は必ず奉幣し奉ることを忘れなかつたことは、海を鎮め奉る神なればこそである。近くは藩主一位老公が同社に寄せられた扁額に『海洋船守』の四字を以てせられたことも、亦此の間の尊崇が近年尚存することを物語るべき語である。此の額は今尚同社の拝殿正面にかけられてゐる。

然らばいつ頃から和田と呼ばれたかといふことは確かな文献がない為確證は出来ぬが、文献というものの出来た以前出雲族が紀伊の地に進出した昔々、或は其の以前、先住民族が此の地に住んだ其の亦昔にはじまるかも知れない。斯うした昔々大昔より此の浦の曲れる様を以て和田と称したのであらう。そ

れから神武帝の東征の砌、更に降つて景行帝の別の制をしかれし頃にはたしかに称したことに相違はない。或は萬葉の都人達は赤き裳裾を洩いて浦曲の渚をさすらひ、和田の浦に寄する貝を拾つて都つとにしたことも想像ができる。

三穂の浦曲

続風土記に「古は今の和田浦より西を三穂といふ。万葉に加麻旆夜能三保乃浦曲」と詠じしは今いふ和田浦の義なれば、三保の浦廻といふは即ち今の和田浦是なり」とはつきり明言してゐる。紀伊名勝圖繪には『美保ノ浦今三尾浦と書す 和田村より磯山を越えて至る行程一里云々』、又曰『三穂の石室 三尾浦の後磯といふ処に大巖窟あり、深さ十六間・巾五、六間・高さ七、八間より十二、三間もあるべし。海上に南面して磯辺に大小の巖むらあり、此窟海面に臨み迫ると雖も敢えて風濤衝突の憂なし。上古如何ありけむ。今考へがたけれども、現に三尾の名を存しかゝる巖穴あれば万葉集に見えたるは此地なるべし。』とあつて、いさゝかあいまいなる言辞である。更に古い延宝六年の調書「日高鑑」には、三尾浦の条に「旧跡一ヶ所うつくしのあなと申穴一つ御座候」とあり、続風土記三尾浦に「窟後磯といふ磯にあり、ウツクシナと云 深さ十六間・巾二間・高さ八間ばかりなり。此辺大抵同様の窟及び大なる穴あり、荒磯のことなれば自然に窟をなししなるべし。」と云つてゐる。其の万葉集の歌と云ふのは卷三

博通法師往紀伊国見三穂石室作歌三首といふ端詞がある。

三〇七 皮爲酢寸久米能若子我伊座家牟三穂乃石室者安礼尔家留可毛

旧本 雖見不飽鴨

三〇八 常磐成石室者今毛安里家礼膳住家類人曾常忽里家留

三〇九 石室戸尔立松樹汝見者昔人乎相見如之

といふ三首である。此の歌について古来万葉研究家の説はあるが、此処では此の所在の地の詳細な問題

でなければ、頼をさけ且つ用もなければ畧することにするが、前記の続風土記と名所圖絵の両者の見解を異にしてゐるについて考へなければならぬ。

斯うした地形上から来た浦廻とか和太とかいふことは、説を立てゝ地形を変へることは出来ないことであり、同時に和田にしる・三尾にしる、斯うした万葉の歌人達に依つて名づけられた名ではなく、もつとく古い名ではないかしらと考へられる。三尾は『美保ノ浦今三尾浦と書す』とあるが、之は逆のことであり、もと三尾といったが今美保と書すといひたいところである。

さて「みお」とは海にしる・川にしる渡りゆく水路をいふ語であり、和名抄に「水脈船 美乎比岐能布弥」と見え、其の水の深淺と暗礁の有無をしらしめ、水路の便宜をわきまへて泊る処に到らしめ、又発船は澳辺まで出る水路を教へ導く船、今云ふ水先案内をいふ。従つて万葉集十五長歌に

御津の浜ひに大船にま楫しゞぬきから国に渡り行かむとたゞむかふ

敏馬^{ミルメ}をさして潮待ちて美乎比岐ゆけば澳^{ミルメ}べには 云々

同卷二十

四方の国より奉る貢の船は堀江より美乎比岐しつゝ朝なぎに楫ひき上り 云々

とあり又水脈の標識をみをつくしと云ふこと等を思ひ考ると、三尾は美乎比岐の美乎で水脈をしらしめた所で、上古出雲族が此の地に来て以来、此処に住める人達（或はその先の先住民族が此処に住んでゐた時から、斯うした美乎比岐をしたものかも知れぬ。今遺憾ながら其の語に通じないから「みを」の語源を其処に求めることができぬか。）は海洋生活をしてゐたものであることは確にうかゞへる。

従つて神武御東征にあたつても、此の地の人達が水先案内をつとめたことは明かであらう。更に書記景行天皇四年の條に

妃三尾氏 磐城別の妹水齒郎媛五百野皇女を生む

とありて、三尾を古称とする人のあり、しかも天皇の妃で皇女をあげてゐることは上古のこと、斯かる

ことも又以て考證の資でなければならぬ。更に亦仲哀帝の西征にあたって、海兵として従軍したことも考へられる。さればこそ神功皇后の凱旋に際して、此の地に御上陸あそばされたことを以てして断言してはゞからぬ処である。

古くより此地は海部郡余戸郷に属して、漁夫として・舵夫として海洋生活をつゞけられた人達の住居の地であつた。

日高郡誌に海部郡について曰く

海部とは何ぞ。瀬戸内海海權史論に「海部は即ち海士・漁夫・舵夫・水手等の包有せる沿海の人民にして、平時にありては富裕の海民たり。一朝事あれば強勢の海軍たり、而も一変すれば勇猛なる海賊たりし也」と、想ふに此の地紀伊水道の南口を扼して瀬戸内海に入る樞要の門戸なれば、此処に有力なる海部のありしなるべく、仲哀天皇の西征に紀伊の徳勒津を発船し給へるは、即ち此の海部を率ゐさせられし也。

と云つてゐる。

斯かれば三尾の名は古く有したことは明かで、決して万葉あたりの若いものではない、むしろこの頃に美保とか三穂とかの美字を宛てられたのであらねばならぬ。三穂の岩室については後に考證することにして、次に万葉集の

風早浦

風早浦といはれてゐるについて考へねばならぬ 万葉集

卷ノ三ノ四三四

加座カザ膳ハヤ夜能ノ 美保ミホ乃ノ浦ウラ廻ワ之ノ 白菅シラツ仕シ 見ミ十レ方ドモ 不怜サフシナ無人キヒト念者オモヘバ

卷七ノ一二八八

風早カザハヤ之三穂ノミホ乃浦ウラ廻ワ乎コ榜舟フネ之ノ船人フナヒト動浪サバクナミ立良タツラシ下モ

卷九ノ一六七三

カザハヤノハマノシラナミイタズラニココニヨセクモミルヒトナシ
風莫乃浜之白浪徒於斯依来藻見人無

とある三首の歌の枕言葉として用ひられた「か。ざ。は。や。」である。それが地名として風早の浦と呼ばれるのであることはわかる。まことにこの海上は風早の名にふさはしき所ではあるが、地名として呼ばれることはいさゝか首肯しがたい点もある。又これらの歌の作者は地名として詠んでゐるのではないが、後人が地名とよぶことは後の人の勝手で、これが相手に通じればそれが地名として役たち、何のさゝはりもないことである。すでに千蔭は略解に於て四三四の歌の訳に

是は紀伊の美保にてカザハヤも地名なるべし

とさへ云つてゐる。名勝圖會同浦（美保浦）

同浦の海辺南の方に浪うちこゆる巖むらのある所をカザハイ又アマミダバイといふ。カザハイは風早の音便なるべし。又塩屋浦の狼煙山をもカザハイと云へど、此三尾浦より海上やゝ隔てたれば其の地にあらず。

と云つてゐる。又日高郡誌巻末に附する日高古圖（これは年月は記さざるも徳川期のものなるべく窺ひ知られる）といふのに、印南より切目に越ゆる所に風ハイ峠山といふのが見えてあり、印南町大字印南に字風早といふのがあれば、此の所をいふなるべし。圖會に云ふ如く此の風早の美保の歌より以てすれば、美保の地より遠からぬ所を云ふに相違はない。昭和十一年田端憲之助氏の日高古記ぬきがきと題して集録した記のうちに、日の御崎の条に

和田村の御崎神社も此の岬の守りとして鎮座あるものにて、茲を通過するもの必ず奉幣せしとなり。古く風早山といふ。

とあれば、風早の名は既に古い名であつたらしい。いま「日の山」といわれてゐる紀伊水道を隔する日の御崎の根山を云ふ。斯様に云はれることは日ノ御

崎の突角には、南から来る風と北から来る風が陸地の山岳地帯に遮られて異様なる潮流を巻き起こす。さうして特有な波浪がざはめくことがある。こうしたことによつて風早の名は伝はされたことであらう。因みに云ふ、伊豫の国に風早郡あり、此風早も万葉に詠まれてゐるが、此の風早と異なつたものである。亦一六七三の風莫の歌については、万葉集の先覺者達は正直に風莫と解したらしいが、真淵の万葉考には

「カザナミの莫は暴字でカザハヤ」か

とあり千蔭の略解には

「風莫の訓さゞかならず、莫は早字か暴の誤にてカザハヤ」か、卷七「風早のみほのうちまと詠めり、ミホは紀伊なり」

とあり、雅澄の古義には

風莫乃莫は早の誤りなるべし。カザハヤのと訓べし。卷三・卷七（前記の歌）など詠めり。三穂は紀伊ノ国日高郡なり。

とある。名所圖會には

風莫をかざなぎと読みさぐりもとめて、瀬戸の綱不知といふ入江なるべしといへる人ありしより、遂にかの地の古名の如くなれど、暴風にても白波の起ることなければ万葉の歌意に符はず。風莫は風早の書誤り、即ち此風早のみほの浦をよめるにて、久米若子の懷古のこころなるべし。

と云へるかと思ふと、近く出版された紀伊国名所圖會熊野篇には

風莫浦田辺と瀬戸の間にあり 土人此浦を綱不知といふ

と記して此歌をあげてゐるのを見ると、まことに高市志友と堂々と識してゐるところを見ると、志友又遊女にひとしく、其の地・其の地によつて人の氣を喜ばす筆を弄んでゐるといはねばならぬ。

以上万葉によつて、三穂の浦廻の風早の浦等の好字を與へられた此地は、続風土記と名所圖會と見解の異なるものがあるが、要するに和田の湾曲せる海岸から三尾に至る波濤碎くる巖礁のあたりをさした

名であると云ふより外はあるまい。然し名所圖会には歌詞に於てこそ浦曲の文字を見るが、他の記文に於ては一として浦廻の字の記してない如くに、浦曲とか浦廻とか云ふ文字は三尾浦の地にふさうかどうかは考へなければならない。

入山

ニフヤマ

続風土記に

正平の文書に二尾山とあるは即ち此地なり。入山は二尾山の転語なるべし。名義詳ならず。(割註) 諸郡入といふ地皆丹生神を祭れるに、当村其社なければ丹生の義ならざるべし。

とある。一応は斯く考へられるが、然らば二尾山とは何で呼ばれたのかと反問したく、此の二尾山と云ふことは正平よりずっと後のことながら、寛政十年林信章といふ人が熊野紀行に、鹿背下って原谷を通りぬけた処で

槌王子あり、八幡の森むかふの右のかたはるかに二尾山の間より浜辺松原見、二王山此山は湯川直春の城跡とて浜辺の松原はるかに見ゆる左右の山をいふなり。

とあれば正平頃はいざ知らず、寛政の頃には今の入山と丸山を指して、二尾山又は二王山と呼ばれたものではあるまひかとうかがはれる。然らば入山一山を二尾山、又は二王山と呼ばれたものではあるまひかと思はれる。さればこそ後出正平の文書にも

小池莊半分事於二尾山半分落居以前云々

と見えてゐるのは私の思なしかも知れないが、小池莊の半分であり二尾山の半分であると指してゐるのではあるべきかと思はれる。又天保五年御崎神社正殿改築棟札に、小池莊二尾莊惣社御崎神社と見えてゐる。これは丸山もまた氏下であった意であらう。一山としては入山であつたらうか。続風土記の云ふが如く此処に丹生神を祭らないから、丹生の義に解することも出来ぬ。入は矢張りニフの生のまゝで考

へねばならぬ。然りとすれば入はイルと云へば宝船ではないが、出船より入船が喜ばれ又稲が入る・金が入ると云ひ、大入りと云へば花柳界のみでない、たれしも嬉しい古詳語である。入合と云へば土地の上では山林原野・海上では漁りに数村入り込んで各自所得をすることであり、入込と云へば勝手次第に入り雑ってほしいまゝに収穫することである。入山は入合の山であつたとも、入込の地であつたとも考へられぬことは正平の文書が承知しない。高田與清の松屋筆記卷十七ノ五

いりと云地名武蔵相模の方言に谷の奥を「いり」といへり。日蓮宗内書廿の巻に「紺入の入道」と書きてア井ザハのニフダウと訓たり。さては澤も入も同義の語と見ゆと見えてゐる。然りとすれば入は澤と解すべきであり、桑家漢語抄に

澤本用ニ多字ニ水澤生物繁多也故曰ニ佐和ニ

とある如く、澤はもと多であればこそ俗間人氣澤山といふことも理解できる。和名抄に

澤風土記云水草交口澤和抄佐波

とあり、伊勢物語九段に

橋を八つ渡せるにより八橋とは云ひける。その沢の辺の木陰におり居て餉をくひけり

とあつて、和名抄と同じ意をいへば、もと入山は沢の山であつたからの名であらふと解するのは不當ではあるまいと思はれる。今日でも周囲川をめぐらした水郷であるのを以てしてうかがひ知られる。且つは沢山で縁起の上も上々吉で語であるが爲めであらふと私は解する。斯様に水沢の地であればこそ山でありながら、明治二十二年及び今昭和二十八年七月十八日の出水には、全村の八割まで浸水を見たことは、是又澤の山であればこそである。

扨て和田入山を以て一村として村治にあたられたが、古来如何なる統治のもとに所属したかを考へて見ねばならぬ。和田村は古く日高郡であつたことは何等の異論はないが、且つ和名抄に云ふ日高郡六郷のうち財部郷の所属であつたことは、郡郷研究の先生達の説を引用するまでもなく其の地利が示してゐる。降つて莊園の制が発達して以来は、小池莊に属したことがうかがひ知られるが、其統治はいかなる

人の許に置かれたかは、文献の拠るべきものがなく不明である。日高郡誌には

小池・藺・財部三莊

藺・財部莊はもと石清水宮地領

延久四年太
政官符

後熊野新宮領

建歷二年
新宮文書

となる。其

の余古へのことは詳ならず。後世は湯川氏の領なり

とあるが、これは恐らく森氏が紀伊名勝圖會に

小池莊中古熊野本宮の神領となる

とあるので、ひょっとしたらと云ふ所で小池を書込んだものと思はれる。でなければあげる延久の岩清水文書にも、建曆の新宮文書にも決してそれらしい処は見えず、且つ建曆の四至に至るを見ると

西限 田井・船津・出井北限蒼柱九寸大際

とあつて、今の田井で西を限られてゐる。船津・出井と云ふのは今明確に知れないが、船津は船着場を云ふので田井畑辺のことではあるまいか。出井は更に考ふべきで拠り処はないが、要するに田井を出ない。北は蒼柱は財部の北部であらうがそれも不明であるか。九寸といふのは今の小松原に九原坪といふ字はある。之れはもと九寸であつたのが原の草字と見て九原として残されたものであらふし、大際はもとの齋川の際であらうともいふが、私は今の田井の北西の隅にある大鋤であろうと解するから、入山領にも・和田領にも決して関係はないのである。

前に上げた名所圖會の記文の如きは全く何によつて斯かる文をなしたか、只王子神社を祭れば本宮の新宮のと云ふが如きは全く言語に絶する暴言と云はねばならぬ。それが爲めに後者に迷はす罪は甚しい。要するに不明といふ外はないが、南北朝に至つて牟婁郡の豪族塩崎氏・小山氏一族衆中が賜つた正平十年の左の文書は此の地に唯一のものである。

「紀伊国小池莊半分事於二尾山半分落居以前不可遵行之由

所有其沙汰也令存知之肯被仰下之状如件」

照（正）平十年五月十三日

塩崎小山一族衆中

(続風土記・日高郡誌)

此の文書の二尾山の半分は、即ち丸山と入山の半分としての入山であらうが、小池莊の半分といふ其地は明に知れない。或は小池・入山を指して半分と云ったのか、小池から斜に吉原へかけて半分としたのか其辺は不明であるが、兎に角小池莊の半分が塩崎氏・小山氏の所領とされたことには相違のないことである。此の南北朝頃には何と云っても、我が紀州はあげて南朝に忠勤を抽^{ヌキ}んでた。お隣の高家莊は同じ正平十年六月六日には同じ南朝の左中辨の名を以て、藤並阿波守に宛てゝ

高家莊三分一仕先度論旨止方々妨可令全知行者天氣如此悉之以状

とあつて此処では三分一の地を安堵也。又矢田庄を賜った逸見萬壽丸清重があり、吉田には吉田藏人秀頼が居たことはまことに史上にほこるべき忠勤の赤誠である。

時代が降つて足利期に入ると湯川氏の進出となつて、日高平野全面及び比井・由良、扱ては有田郡広辺までも湯川の領となりしが如く。当然小池莊小池莊も湯川氏の領土の如くに思考されてゐるが、最も湯川氏の盛時である織豊の頃、入山に青木勘兵衛由定の居城があつたことを伝えられて居り、現に海南市日方町青木信一郎(英一郎氏の嗣)はその末裔なりとて、織田信長から寄せられた文書が所持されてゐると云へば、万更鵜のみにする解にもゆくまいかと思はれる。と云ふのは此の小池莊については、確かも不確かも湯川氏の領であつたといふ文書、扱ては何一つ見出すことはできないのである。それのみならず湯川氏の系圖と称するものは、各其の族の後裔のと云はれる家に保存されてゐるといふが、各々まち／＼で、且つその代々の年暦すら明記されたものは寡分にして未だ見るを得ない。漸く十代政春といはれる代に至つて明応の年号がうかがはれる。次の直光・直春に至つて判然として来る位である。湯川氏は時の權者足利氏の傘下に立て、時の紀の国の守護畠山とむすんで、其の威力にかくれて覇を日高地に振つたものであり、又其最後の非常にむさかつたことは獨り湯川氏のみではなく、殆んど紀州に

存在した當時の権力者の罪でもあるが、我が日高以南の地に於て從來伝へられてゐる如き史実でありとすれば、八・九分まで湯川氏の權力にあつたらしい。斯くて我が南紀州の文化を灰燼に皈せしめたこと、彼等が残した文化を比較して、何はくの利益があつたかを考へる時、うたた寒心に堪えぬものがあるのではないかと思はれる。由来郷土史家は余りに湯川氏の勢力を過信してゐるのではないかと私は思ふ。而して更に附言したいのは、近郷いつれの村落に於ても湯川氏の族と称して系圖を誇る輩のなかにあつて、もとの小池莊四ヶ村といはれるうちにそれがない。只獨り入山三宝寺は湯川直春の弟信治（御坊蘭坊舎・後の西円寺・更に又本願寺御坊別院の開基）の後裔なりと云はれるけれども、之なども法衣のうちに数代後の分身が其の後を継いだといふにすぎぬのである（湯川氏と日高については私は別に論はあるが此処では云ふべきではない、止めて置く）。兎に角此の地を湯川氏の領土に属したと云ふことも、史料は確實でないばかりかその末期湯川氏の最盛時に於て、青木氏の領となつたといふことより確にかかい得られるではないかと思はれる。

斯くして徳川の藩制下に入つては莊といふものは存在を認めなく、村即ち今日の大字は行政上の一單位として扱はれることになり、藩には奉行があり・郡に代官があり其下に組があつて、大庄屋は組を統べ代官の執達を受けて組内各村の庄屋に代行せしめた。その組内として今の比井崎村・三尾村・原谷・茨木・丸山・小中と共に、もとの小池庄四ヶ村は五郎左衛門組の組下に属し、其の大庄屋の居住した入山の名をもつて、後には入山組とさへ呼ばれたのである。

ところが斯様に大庄屋の所在地である入山は事実一ヶの獨立した村ではなかつた。といふことは今日我々の常識を以てしてはまことに腑におちぬ話であるが、日高鑑には和田・入山として一村に取扱はれてあるが、庄屋も・あるき（庄屋に属する小使）も各一人宛置かれて稍獨立の形を示してゐるが、其収米の高及納米は和田村分として一轄してゐたが、元禄十一年寅六月御繪圖御用付書上帳（日高郡誌所載）といふのには

入山村是は和田浦の枝郷にして御座候。古より小名を入山と申伝候。延宝七年末より内わけ免と

なり申候。但本村の高之内にて御座候。

とありて、従来は和田の枝郷であったが宝永七年から内わけ免となったが、尚完全な獨立の村とはなつてゐない。納米だけは分けたが、其收穫高は和田の内であるといふのである。更に降つて天保の頃には尚和田浦の枝郷と記してあるが、其記述は獨立の村の如くにしてある。

ところが面白いことには宝曆十一年の新川開鑿文書には

南陽日高郡二尾莊和田・入山・吉原・小池の右四ヶ村ふけ田爲水除の五十八年以前宝永申年云々といふ文書があり、更に天保五年御崎神社正殿改築棟札には

紀伊国日高郡小池莊二尾莊御崎大神」と

見えていづれも二尾莊の文字を以つてゐるのはどんな解であろうか、まことに理解に苦まざるを得ない。強ひて解釈すれば、斯うした所屬の管轄などといふことは、當時の人には問題ではなく同時に地名と云うものにも無頓着。指す地が一般の人に理解されるれば其れで事が足り得、心が出来た程呑氣であり、今日のように一番地が問題であり、大字の一劃が裁判所の問題となつて、多額の費を用して代書人を煩はさなければ登記にならぬといふ程、せちがらくはなかったからであらうと解釈される。斯様に枝郷の・枝村のと云へば新開の如く思はれるが、決して左様な他村から移住した人達の集團地ではなく、古来ありつきの住民なのである。以下記す所に依つて明らかである。

明治二十二年町村制の施行にあつては一村を以て組織されたのであるから、此処には大字と云ふものが勿論なく、従来和田浦とあつたのが和田村となつたにすぎぬのである。依つて自然のやうであるが地形の上から見ると、実に異様な形につくられてゐる。即ち入山は日高平野の南部に南から北へ狹少な突出をなして、入山の北部は小池の上部より北にある。和田の東部は吉原の東に出てゐる。當時には如何なる事情があつたものか、まことに異様な形を作つた村であることは見られる。之は中世の莊園時代の小池の莊区域を以て一村を形づくる処に、地形上に於て住民の生業態に於ても最も自然であつたに相違ないが、吉原は田井と浜の瀬を合せて松原村を、小池は古来ゆかりのない志賀莊の地に参じて一大字

となつて今日に至つたのである。今にして実に不自然な編成を敢てしたものである。其の後小池の如きは、明治四十一年神社の合祀には其の村の神社をさしをいて、其の氏下であつた關係でか和田の御崎社に合祀し、小幸校も昭和初年頃から無理にも依託教授として和田小幸校に通季せしめる（勿論近距離であるの故もあるが）等の不都合を、敢てしなければならぬのであり、やゝもすれば其の村内でまゝ子扱ひにされて紛擾はまたしても持上り、それがためでもあるまいが大正・昭和の間其の村の離脱を願ひ出たこと幾度であつたといふが、其都度許されず今日に至つてゐる。

吉原にしても耕地は住民に比して尠少であり、山野の皆無は住民にすくなからぬ不便と損害にあまんなければならぬ状態にある。此処数年こそは大和紡績工場地の故を以て、愁眉を開いたと云ふべきである。まことに當時に於いて旧莊一円を以て一村をなしたならば、地理的には一部指呼の間にあり、生業的に於ては入山・小池は純農村であり、和田・吉原は半農半漁を営む民衆で、豊富な耕野と広大な山岳を抱へて、共に生活上有無相補ふ点多きを忘れて、只時の有志は村長・助役の、はては村會議員のと云ふ名望にあこがれて小区分をなしたことは、今日普選となり或は公職の選舉の結果粒の小さくなったのと同じに、通有の癖であることには相違はないが、斯かることに煩はされた村民にしては、実に迷惑極まるので百年を出でずして其の能不能は現前するのである。従つて己が故郷を愛するの士は、之からの選舉にあたっては盲動するなく・私情をさしはさむなく・公明の選良を出さなければならぬことは云はずも知れたことである。

斯くして樹立された和田村は、古来の体制の村であれば何等のこだはりはなく、何事も平和裡に進展してゐる。其の和田は所謂和太で湾曲せる海岸に沿ひ、数万年前に波浪の爲めに堆積された砂丘上に大松原を障壁として帶上に点在し、北は著しき低凹地をなして此に耕作田を持つ村居であり、入山は日高平野の西辺に孤立する高八〇米・圍約一里の丘岳程度の小山を圍繞して、其山麓に居を構へ周圍川をめぐらし、其の周辺を耕作する純農村である。従つて入山の畑作りは和田程豊かな面積はない。人情温厚である。

此処で云つて置かねばならぬのは、和田でも入山でも水田のうちに住宅地を構へるといふのは一軒もない。其の田と畑の区別ははっきりして、田に住居の構へないことになつてゐるのは他に趣を異にしてゐる。

西川

西川と今称されてゐるのは、明治三十二年河川法の適用を受けるについて名づけられた名であつて、もとは一川としてまとまつた名はなかった。各其の地の流域によつて高家川となり・小中川となり・入山川となり・更に田井川となつて、日高川と合流して海に入つたのであつたが、其の時何等考ふることなき小役人によつて、西川なる名称されたのである。まことにこれはあきれた話で何を根拠としての西川であるか、或は日高川の西に位するから西川であると云ふは強辨にすぎず、山間の一支流に及ばぬ此の川を、大川の日高川と対称に價しないことである。先づこれは許さるべきことであるとして、此の所謂高家川を此処に迂廻せしめたことはいづの時代であるか明かでないが、これがため小中・和田・入山小池の耕田に被害の及ぼしたことは数字を以て示し得ない悪川である。これが自然の流域は當然入山と丸山の間にあるべきである。それを志賀谷から来る此の川に合流せしめたために、所謂和田深田フカの水害は甚大を加へたのである。

斯様な工事を施行したのは森彦太郎氏の考定によると、近古の末か事によつたら近世の初めの頃であろうと云つてゐる。それが志賀川と合流して今の川よりももっと西の田の中を流れて、王子後で今の川と同じに流下したものであるが、ことは此の流域にあたつて、古川筋の川田と云ふ呼名が残つてゐることに依つても歴然たるのみならず、此の改修の必要の認められるに至る被害の多かつた結果、藩は當時の土木工事の權威大畑才蔵の設計によつて、元禄十七年今の入山の西麓に沿ふ改修工事を成されたのである。更に齋川は富安に発して丸山の南麓を沿ひ、入山の南麓・王子前に於て今の西川と合流したので

あるが、之れ亦深田の浸水を救うために、宝暦元年即ち元禄十七年西川と同時に、現在の如く改修したものである。斯くして改修された西川も其の宝永四年の地震で沈下したと和田塩崎家（元神主）の記録に

宝永四年丁亥諸国大地震 當地フケ田凡そ二・三尺斗下り込 依水損ハ度々アリ

と見えてゐる。切角の工事も其の効果を充分に得しめることができなかったらしい。其処で現在の水門を造設したらしいが、はっきりした記録は見あたらない。低地に水の集るのは古往今来変りはない。従つて和田ふけの浸水は年に一・二回は普通のことである。此の憂を除くため時の選出代議士小山谷蔵氏の盡力によつて、国費支辨を以て大々的西川改修の工を施されたのは昭和七・八年に亘つてのことである。全く劃期的な大工事で、和田ふけは勿論のこと関係村の田に愁眉の開かれたわけである。其処で小山氏の労を撈ふに一基の碑を以てし、田井堂の前西川端に建てられたのであつた。

それでも尚且つ和田ふけに水の溜ることに変りはないのであるが、その水の引きが早いので害は少いといふので、ふけ田の値を高くしたのであるが、それも十年にして昭和二十一年南海地震により土地沈下がおこり、此処に大なる影響を及ぼさざるを得ない。そこで昭和二十五年に水門の処へ電気モーターを設置し、水を汲み上げる考をなしたことは、実に意を強うするものがあるが、技師の計算の違等か何の役にも立たず、数十万の物資を死費したことは時節柄遺憾である。其の沈下は低い田地を更に沈下せしめたので、溜る水に病むと共に浸す汐の除きも要するので、昭和廿七年汐留堰を尾の上橋下に設けられたのである。斯様に西川工事と沈下はくり返されつゝあることは遺憾なことである。

東裏川

西川河原瀬から分岐して、入山の東裏から北に逆つて字岩崎から丸山領に入つて、一町余のところまで止つてゐる。袋川と云つて流れることのない堀川である。

西山

和田の西北部に屏風の如くに聳立ってゐる三百二十六米の山である。これは從來南高粒山と云はれてゐたのが、いつの頃よりか西山とよばれるに至った。続風土記にも和田浦の条に

狼煙場 村領高粒山の峯にあり

と見えてあり、土人はここをツブとよんでゐる。又同小池村の条に

地藏堂 村中西山の山上にあり

としてゐるが、此の地藏さんをタカツボさんと呼んでゐることは、高粒の轉訛であることは云はずも知れたことである。其のタカツボさんは高粒山の東面小池領にあつたのが、明治二十年頃に小池西福寺の土手に移されたのであり、今も其の跡は石垣をめぐらされて歴然と残つてゐる。序にいふこの地藏尊は南高粒山の南側、谷口谷の古屋敷と呼ばれて又淨明寺趾といはれてゐる所に、雨露にさらされてあつたのが、小池の寺田某釈厭離の篤信によつて竹木を集め茨を葺いて、十町余の山嶺を越し迎へられて安置したのが高粒さんで、其処に朝夕鳴聲念佛おこたらなかつたといふ。

然るに最近の陸地測量部の五万分地圖には西山としてゐる（古いものには南高粒山とあつたと思ふが、これは今ないから明に云へぬ）。これは西川よりも更に腑に落ちぬ話で、立派にある古い名を何が爲めに、かゝる名に改めたのであるか。しかもこれは何を標識としての西川であるか、実に不見識極まる愚な名を宛てたものであるか理解に苦まざるを得ない。西川に対しての西山でありとすれば、愚に重ぬるに愚を以てするもので、言語に絶する沙汰と云はねばならぬ。従つて今後はもとに復して南高粒山と元に復さねばならぬと提唱する。

蔵垣内

クラガイト

垣内は文字の如く垣の内を謂ふ語で、所謂一村の聚落の地を指すものと解さねばならぬ。といふは古く神代紀に

天垣田爲御田

とあつて、垣田即ち垣の内の田を指すのであろう。萬葉集卷十四ノ三四五

乎^{コヒ}非^{シケ}思^バ家^マ婆^セ 伎^キ麻^マ世^セ我^ワ和^ガ勢^セ古^コ 可^カ岐^キ都^ツ揚^ヤ疑^ギ 宇^ウ礼^レ都^ツ美^ミ可^カ良^レ思^シ 和^ワ礼^レ多^タ知^チ麻^マ多^タ牟^ム

とある歌で、略解には

カキツは垣内柳なり

とあり、古義にも「垣内柳なり」と同じことを云つてゐる。又卷十八ノ四〇七七

和^ワ我^ガ勢^セ故^コ我^ガ 故^{フル}流^キ岐^カ可^キ吉^ツ都^ノ能^ノ 佐^サ具^ク良^ラ婆^バ奈^ナ 伊^イ麻^マ太^ダ敷^フ布^フ売^メ利^リ 比^ヒ等^ト目^メ見^ミ爾^ニ許^ヨ禰^ネ

古義には

ふるきかきつは旧垣内なり、即所謂旧宅の西北隅の垣内を云ふ

と町寧に西北隅までつけてゐる。此の可伎津・可吉都とあるのは、古くよりかきつと訓まれ、信綱氏新訓万葉集に「垣内」としてある。いづれも垣の内、今日の言葉でいへば屋敷内と云ふことである。更に同じ卷十三ノ三二三の長歌に

前略 神奈備乃清三田屋乃垣津田乃池之堤之百不足云々

とあつて、御田屋の垣津田は神撰田ではあるが、御田屋があつて垣津田・垣の内の田があり、田を滋養する池まで作られてあることが謳はれ、垣つはいよく垣の内を指す語であるといふことが明かにわかる。こうした垣つ田こそは尤も原始的な墾田であろうと思はれるのは、門田などと同じく居宅の近くで耕作することは最も便利で収獲的であるからで、此処からはじまったことはもつともなことである。降

つて曾円集（曾根好忠歌集）九月

山里はかいとの道も見えぬまで 秋の木の葉にうづもれにけり

此の頃には万葉の垣つは、かいとになってゐることが知られる。此の歌は松屋筆記巻八の一八によると、かいとの道といふのがゆきゝの道と改めて、詞花集秋に入れられてあるといふが私は知らない。序に云ふ同筆記に

倭にかいととは、かいたをりの略にや、「たを」の約「と」なれば「かいとり」と云ふを「り」を省けるなるべし 云々

とあつて、かいたをり、即ち道の折れ曲つた所である」と云つてゐるのは、此の歌の山里にこだはつての事で、山間の道狭き所を何々かいと」と云ふと解してのことで、此の歌は山間ではあるが里であると云ふことを充分考へねばならぬ。山里である以上人家のある所であり、人家のある所には狭道を論ぜず垣内はあるべきはずである。従つて垣内は後に部落と云ふ意味にも用ひられ、今は大字何々垣内と云ふのは相當数ある。又垣内山と云ふものあるは、是は高山もしくは深山の人家のない所に、垣内山は不思議であるが之は村落の共有林と云ふ意に用ひられるに到つたのである。故に柳田国男氏監修の民俗事典（九二頁）垣内の条に

此の名称は現代まで少なくとも国の三分の一の地域で知られてゐる。ケート・ゲート・カイチなど土地によつて多少訛つて呼ばれ其の内容も様々である。ある村では畠地の間に狹まった水田の一区をカイトであり、他の村では反対に周囲が水田ばかりの中のやゝ小高い一かたまりの桑畠、すなはち久しく附属草地として開かれずにゐたらしい土地だけがカイトである。垣内の中心の如く見られてゐる。奈良・和歌山の二県などでは村の小部落を意味するカイトの名が普及してゐながら、同時に固々の民家の多くのものが、今でも通称何々カイトと呼ばれてゐる。（中略）垣内はどのような筋道を経て、現在のやうな複雑な内容をもつに至つたかを考へて見なければならぬ。全国各時代の垣内現象を一貫して、最も著しい共通点は個々の垣内の呼び名である。大体に於いて之れを三通りに分けることができる。第一に方角と所在（中略）・第二に人の名を冠するもの（中略）・第三に植物名を冠した例の多いこと 云々。」

と云はれてゐる。要するに古く垣田と称へられ・かきつと云はれ・かいとなつて次第に転訛して来た。亦土地によつては方言も加はり、さては其の解釈にも多少の相違を来たして、今日云ふが如く全国三分の一をしめるといふ垣内の分布を見るに至つたので、同辞典に云ふ如く「垣内と莊園との関係にある、此の二つの孝問の提携が期待される。」と云う如く、之が研究の詳細を極めなければならないのである。斯様にして同じ村に於ても其の冠せられた名字によつて、其の垣内の性格に多少の相違があり、發生の年代に於ても兄弟のあることは云ふまでもない。扱て藏垣内と云ふのは勿論藏の垣の内と解するので、莊園時代の収米を藏するお倉の建てられてあつた処で、倉は人里はなれた遠隔の地に建てられる筈はない。又耕作田に遠い処に人里もお藏もある筈はないから、其の藏の所在地が人家の聚る所、つまり垣内であらねばならぬと解する。日高鑑（延宝六年の調査書）には其の所在地は示してゐないが

御藏二軒 長六間・横二間半・瓦葺 二軒共同断

と見えてゐる。勿論之は藩政時代のことであるが、斯様に昔から続けられて来てあつたのは、恐らく此の地であつたろうと思はれる。又此の二軒のうち一軒は或は入山にあつたものではあるまいかと思はれるのは、お倉様と云ふ橋の名はこれを髣髴せしめるものではあるまいか。

里神社

藏垣内の南中央部に鎮座した神で、そのはじめは何時であるかは不明であるが、日高鑑に里神社と明に記されてあることは、文献に見ゆる最初である。其の後御崎神社の旧記（享保頃と推定）に

里神 里此三佐登 自本社東方九町 祭神未詳 相傳所開 郷神歟 祭日爲十一月二十三日 境

内東西七十間余 南北三十間余 御正殿 中門 神主詰所 鳥居

と見えてあり。続風土記には

里神の境内周三町二十間 御崎社の攝社にて本社 of 東九町にあり

日高郡誌

里神社 祭神不詳 和田村東中組に鎮座せしを明治四年遷祀したるなり

とありて、御崎神社に合祀せることを記してある。其の時御崎社の境内摂社として、今の本殿の内垣の東側に石垣を以て、二段位の高さに金比羅社と共に並べて祀られてあったが、明治四十年の合祀に際して、共に合祀殿へ祭り込まれて今其の社は消へた。此の金比羅社も此里神社の末社として、水神社と共に同所に祭られてあったことは、天保四年御崎社の記に

里神社 祭神相知れ不申 勧請の時相分り不申 祭日十一月二十三日 正殿二尺に三尺 鳥居

中門二間に五尺 末社水神社・金比羅社 境内東西六十間余

と記されてゐることに依つて、其の以前の社の様子がうかがひ知られる。此の金比羅社は

文政十二年九月讃岐より勧請、和田村東中にありしを遷す

と郡誌に見えてゐる。

此の里神社の祭神は旧記に云ふ如く不詳ながら相傳ふ、郷を開く所神歟と云つてゐる如く、此の神の明に知れる時は、此の里の開辟を知られることになるのである。里神は即ち里を開いた神であることは、相異のない事であるから疑問はない訳である。故に何処の地にも此の里神は祀られてある。本村に於ても本ノ脇には根本さんと称する祠が今も尚祀られ、入山にも亦北裏に里神の森と云ふのがある。ことによつて各其の字なり部落開祖を祀ったものである。斯様に此の神の鎮座した所である爲めに、私は此の藏垣内は此の村の可成りに早い頃の聚落地であつたらうと解するものである。因にいふ、此の神の鎮座の頃は其の地は松原に属したのであるが、宝暦四年以来は藏垣内のうちに編入せられたので、今旧道の南であつたのである。

土用島

ドヨウバタ

土用畠と呼ばれてゐる所は、此の字の北部にあたる字で、下野に接して田と畠との区画をなす、土堤の設けられてある所であるから、土居でもあったと云ふ。其の轉語ではなからうかとも思へない事もないが、或は天正十三年豊臣秀吉の紀州南征にあたつて、其の臣杉若越後の守が芳養泊り城に居して南紀を鎮した。其の臣堀太兵衛が切目に居したが、主家の没落と共に當村に隱栖したことが傳へられてゐれば、或は其の漸時の居でもあったのではあるまいかとも思ふが、これなどは何としても漸時のことで直ぐ方杭（比井崎村）に移り、其の地の草分として今日をなした祖であると云へば、當地としては別に取立てる程のこともないが、以上の呼び名に依つて、左様な事まで考へられる位である。

小孝校

明治初年孝制実施によつて、小孝校を建てられたのも亦此の地であつて、今の井谷長之助氏地はそれであつたのである。明治三十年頃にその一町程北東に新築移轉し、更に昭和九年現代の地に移轉するまで小孝校としてあり、更に其の跡に常盤義塾が移り、昭和二十二年校長森彦太郎氏急逝により二十三年三月閉校に至るまで続け、更に新制中孝校となり、昭和二十七年松原村と合併新築、松原村堺に移るまで孝校地でもあった。小孝校は三度変れど、藏垣内の地を離れてないのである。

中村

ナカムラ

藏垣内の東に続いた地で、南に高く次第に田園に接する。中の村であれば先づ人家の集まつた所の意味であらう。

濟広寺

濟広寺此の地の北にあり淨土宗鎮西派に属し、永禄年中小池村から此の地に移した後、諦譽了山（貞

享五年死）方五間の一字建立したといふ。文政十三年出火・焼失。天保十三年に建立したのが今の堂であるといふ。昔小池はかなりに殷盛な所であつたらしい、といふのは此の済広寺も小池から移されたところあり、財部の妙樂寺もとは小池にあつて、元文四年に移されたものであると云へば、古へ七堂伽藍とは云へなくも相當の大寺のあつたことがうかがはれる。又大日像たまへる密教系のお寺であつたらしいことは、今西福寺（浄土宗であるが）境内に大日堂あり大日像を安置してゐる。

又野口村村誌稿（明治四十四年編纂）に、同村大字野口には「西光寺と云ふあり、此の処に昔ありし由なるも、何時の創設にして何時廃したるや明らかならず。今本郡和田村西廣寺は此の寺を移したるものなり」とあり、其の信疑は今断ずべくもないが、前記の小池より移されたと云ふ事も、確實なる資料による解でもなければ、共に考へるうちに入れる可きではあるまいか。

此の地の北部は村中の低地で、明治二十二年の水害以来屢々浸水することあり、今又昭和二十八年七月十八日の出水に際しては、済広寺本堂にて床上二尺四寸の浸水を見るに至れり。此の地四七七番地に戸長役場開設以来、昭和初期^{十四年}現在の地に新築移轉まで村役場が存在した。

東村

ヒガシムラ

中村の東にあり、村居の東端に位する。此の地次第に南北に狭少となり且つ稍低地にあるので、夏作蔬菜の栽培に適する地で、近年早期育成に力をいたして其の収益甚だ多く、従つて田に比して数倍の収益を上げつゝある。之れも水あげに容易な爲めである。従つて水害の際は浸水家屋の多いことも當然のことである。

西村

ニシムラ

藏垣内の西で中村・東村と同じ意であろう。此の松原に沿つた辺りを新出^{シンデ}と称するのは、いづくの地

にてもある新しくできた家居の意であることは明かであるが、其の新しい時代はいつの事か不明である。此処に至って北部は著しく丘状をなす。背後の山は次第に西するにつれて迫り狭少となるので、冬暖かなること、東部と甚しき差である。従って春作豌豆の如きは早生に適地で盛んなるものが見られる。又柑橘の栽培も多い。

比井街道

松原村から新道は大体藏垣内と西村の間に分岐して北に走り一は西にして三尾に至る。其の別れるに現在役場もあれば駐在所もあり、農業倉庫も設けられるといふ。所謂村中の中心点となつてゐる解である。

西分

西村の北に並ぶ高地で、東は藏垣内である。西村を分けたといふ意味で西分か。

常德寺

此の地の東端にある、開基不詳。寛文八年本佛本尊下附された時の願主淨玄とある。宝暦二年に至つて寺号を公称今日に至つてゐる。十一代淨暢師高德博識郷黨敬慕甚しく、依つて遂に常磐義塾を開いて二十余年に及び昭和八年病んで逝く。後荊木の人森彦太郎氏其の跡を受けて経営、薫育の任を負ひ着々として其の功績を修め、遂に小学校新築後の校舎を譲り受けて藏垣内に移り、時勢の趨勢止むを得ず商業学校となし、太平洋戦に入つては止むなく又農業学校となし、敗戦後学制改革のことあり、高等学校となすべく準備中昭和廿二年急逝さる。此の間両師の其の経営すること実に四十余年、持つに財なく赤貧のうちに此の大業を全ふしたる事は、まことに両師の郷黨薫育の熱烈なるに外ならず、後世に範とすべきである。今常德寺の境内に建てられた両氏の碑文を擧げて、其の功績を忍ぶがとしよう。

湯川淨鴨氏碑文

塾祖湯川淨暢師恭頌碑

(篆額) 淨意揚神(上部にあぐ)

師は淨徳寺第十世淨円ノ嗣 明治十四年六月十八日ヲ以テ誕生 昭和八年病ヲ得テ七月八日京都ニ逝ク 少ニシテ松山・御坊各小幸校ニ幸ビ 本願寺文幸寮・佛教高等中幸校ヲ經テ明治三十四年高輪佛教大學ニ入り三十七年卒業 更ニ蘊奥ヲ考究院ニ究ム 四十年春業成リテ飯郷スルヤ賛ヲ執ル者尠カラズ 弟子礼アリ熱アリ師亦烈火ノ氣魄ヲ包ムニ春陽ノ風格ヲ以テシ 啓蒙周到師資ノ誼親子モ啻ナラズ 遂ニ青雲ノ志ヲ抑ヘテ郷ニ留ルニ決シ 中西和男氏等郷老後援ノ下ニ坊舎ヲ拡築シテ教室トシ 四十一年十一月十四日之レヲ常盤義塾ト公称ス 學風日ニ揚リ徳化月ニ進ミ 四十四年認可ヲ得テ私立幸校令ニ據ル小卒三年程度ノ學塾トシ 大正元年北隣ニ増築シテ漸次形容ヲ整フ スクシテ春風秋雨二十有餘年黙々トシテ精進一途 時ニ家事ノ煩寺務ノ忙アルモ 而モ塾生ヲ見ザル嘗テ一日モアラズ 或ハ幼時ヲ擁シテ教鞭ヲ執リ 或ハ病軀ヲ提ゲテ講壇ニ立チ峻嚴至 素自ラ持スルモ他ヲ待ツ 寛仁大度有數無類ノ信念ヲ以テ分ノ優劣ヲ論ゼズ・資ノ多寡ヲ問ハズ 総テヲ包容シ・総テヲ薰化シ以テ常磐校ノ校礎ヲ不拔ニ培フ 土居廉雄先生其ノ他諸賢亦克ク献身輔翼 其処ニ師弟一ノ如ノ境地ヲ見ル 教ヲ受クル者初終ヲ通シテ一千二垂ントシ 業ヲ卒フル者數百名 皆出デテ昭代有用ノ材タリ 古語ニ曰ク一樹百獲ト 今海龍ノ巨樹克クスノ多士ヲ育ツ偉ナル哉 其等感恩切々胥謀リテ 茲ニ此ノ淨境ヲトシ 這ノ一碑ヲ建テテ以テ聊力追慕ト崇仰ノ微哀ヲ捧ゲマツル

昭和十三年七月八日

常盤義塾々友會

本願寺監正局長 津村雅量 篆額

森彦太郎氏碑文

先生は本郡東内原村の人なり 天資俊秀外温雅にして内に剛骨を抱く 昭和八年湯川淨暢師寂に就くや聘せられて常盤義塾を督す 塾の経営固より容易の業にあらず 先生入りて財を有志に募りて法人を組織し 出でては教を學徒に布きて塾を商業幸校に改め 夙夜専念余力を残さず 戦後幸制の改変によりて廃校に至るまで拮据経営十余年 終始一日の如く内外齋しく其徳を仰ぎ 業を成して門を出づる者千有余人に及ぶ 眞に郷土の偉業たり 先生幼より孝を好み 最も郷土の研究に造詣し 日高郡誌を始め好著少なからず 昭和二十二年病みて歿す 茲に碑を建てその功徳を彰す

昭和二十六年十一月

常盤義塾

遍照寺

続風土記に曰く、「阿弥陀堂村中にあり、遍照寺といふ」と。明治初年には猶その阿弥陀が残され、境内に二抱程の松があつた。これを売却して阿弥陀佛を常德寺へ移したと云はれて、今も常德寺に其の阿弥陀が脇佛として安置されてある。其の跡はなほ石塔と叢が残つてあつたが、明治四十四年常盤義塾の拡張にあたり地を義塾に寄附し、石塔は又常德寺境内へ移された。其の石塔は別當と呼ばれる塩崎氏の塔であると云ふ。笠塔婆で「萬靈塔」と表に記され、裏に「塩崎・小山代々墳」としてある。高さ二尺内外、これには年号などは記してゐないが、其の形式と文字の刻法で徳川中期と思はれる。其の他の小塔は今日各所に見る墓と少しも変らぬもので、明和といふ年号が見られる。塔は大体この頃のものであることが明らかに知れると共に、廃頽した遍照寺と云ふのも古く殷盛を極めた寺と思はれなく、郡誌にいう塩崎家の庵であつたのも亦うなづける解である。

山下

ヤマシタ

西分の北山麓から稍山上にも及ぶ地を指し、又片山とも呼ばれてゐる。此の字名は一向に解し難い。柳田氏は地名の研究に

岡山地方に行くと、今は淋しい田舎となった古城跡の近くにも、又繁昌してゐる大小の御城下にも、共に山下と云ふ地名がある。山下は鹿兒島縣などの麓などと同じように、もと城山の麓といふ意味であつたろう。山科言繼の日記などを見ると、あの頃は岐阜城の追手口をも山下と呼んでゐたが、後々は東国には此の地名は消えたやうである。

とあつて、一般には山下は城山下といふ解で呼ばれたらしいが、此処は決してそんな意のある筈のない処であるから、只の山の下を指すのであらうから、この名は明治二十二年の土地台帳の調整の際に、新しくつけられた名であらうと思ふ。片山と呼んでゐることは或は山の片はしであるので、その方は古い名であるかも知れない。

溜池二つ

三郎左衛門下池	堤長二十八間	深一間	水籠り奥へ	十二間
畑垣内池	堤長十六間	深一間半	水籠り奥へ	三十二間

日高鑑に見える、今も尚二ツある。即ち三郎左衛門下池は此の土手に三郎左衛門と云ふのが住んでゐた。其下と云ふので今下の池と呼ばれてゐるのが之れであり、畑垣内池といふものは其の上、今上ノ池と呼ばれてゐるものでなければならぬ。之れはどうも畑垣内と呼ばれた地にあつた為と解さねばならぬが、今其の名の見えぬのは、つまり明治八・九年頃の切絵圖調製の折か、明治二十三年台帳の時に改められ、消されて山下となつたものと推測するばかりでなく、今も畑垣内の名は村人の口に乗つてゐる

のである。此の畑垣内は藏垣内や宮垣内等と比して後世のことで、所謂畑作りの必要に迫られて来たに依って、生まれたものでなければならぬと思はれる。

サイレン寺跡

下の池の西北三十間ばかりの山手に昇った所にあつた寺院で、毎年正月に別院から鏡餅が供へられる古例となつてゐた。いつの頃か火災にかゝつて焼失した時、親鸞聖人の画像が境内の棕の木にかゝつて無事であつた。これが久しく此の下に居を構へてゐた木下氏に保管されてゐたといふのは古老の話である。今の木下氏の上にあつた木下氏である。此の寺のことは延宝六年の日高鑑にも見えず、他に何等記述を見ないのであるが、芝口常楠氏の示教によると

和田村の片山に寺ありし由は、小生は寺の名は知りませぬが、寺があつたと聞いてゐる。親鸞聖人の画像云々は、これは阿弥陀の画像で蓮如上人の裏書のあつたものと云つてゐます。恐らくここに寺ありとすれば、初めより眞宗ではなく眞宗に改宗して、後本願寺より下附されたものではないか（眞宗寺院は初めから山には寺を建てず、必ず人家の多い里の中に建てることになつてゐる）。御坊本願寺別院より正月に餅を供へるといふことは私は知らぬが、御坊別院は昔より十八門徒と云ふのがあつて、そのわけも知らぬが昔功労のあつた篤信の人とかであらふ。正月には必ず別院より餅をくばつたことは昭和十頃（十二・三年）まで続いてゐました。その十八門徒の中に和田の木下・印南の坂口・財部の糸田などがあつた。サイレン寺に正月の餅を供へに来たといふことは、これを混同してゐるのではないだろうか。

と云ふのは古老の話を裏書きすべきもので、有力なる資料といふべきである。サイレン寺は西蓮寺とも書くのであろうかと思ふ。

井見松

此のサイレン寺跡といふ其の上三・四十間の所、山の片端の屋根をなす所で和田部落は勿論のこと、御坊より日高平野の隅まで眺望し得る所である。其処に□□松と云つてゐた事があるらしく、私幼少の頃曾祖父は云つてゐた。勿論その頃は松はおろか下草一つもないハゲであつたので、私達子供は片山のハゲと呼んで遊び場としてゐたものである。話はそれから数十年の後になって続風土記を見るに、小熊の条に曰く

六郷堰

小松原・丸山・田井・和田・財部・藺の六ヶ郷に灌漑す。寛文雜記に和田村の西山上に井見の松といふ所あり相伝ふ。入山村かやの御所御在世の時、安倍清明此松の下にて此辺を望觀し、吉日良辰を撰び此井堰を鑿といふ。今按るに茅の御所誰の御所なること詳ならず。御幸記に高家莊を聖護院宮の御領地なりとあれば入山の辺も同じ御領地にして、聖護院宮の御所なるか。又御幸記扈從の人に陰陽博士晴光と云ふあり、此人扈從の時山に登り堰に宜しき地を教へ、鑿始むべき吉日を示せしことあるならんか。清明此地に来る事所傳なし。土人清明といふは此人を誤り傳へられたるか。姑く書して後の考を俟つ。といふのを見て、私は曾祖父が□□松と云つたことを思ひ出した。松のない所に松の名を云つたのは私に印象を深く残したのであつたから、さては斯うしたことが後の世まで伝へられてゐたことも薄々うかがはれる。

扱その引用の寛文記は爾来之を尋ねること久しいが、未だ其の形も見ないのであるが、寛文年代に出來た筆者未詳の寫本で、原本一冊藩祖頼宣が入国して後臣下に命じて、国内の神社・佛閣・旧家を歴訪せしめて・古事・旧跡・伝説等を聞き糺して記録したもので、寛永のころより寛文年代への記であるといふ。和歌山の山口華城氏は一本を所持していた由であるが、昭和二十年和歌山戦災に依つて焼失した

由であること、清水長一郎氏から聞いたのは焼けた後の事であるのは実に残念である。

此の記にあると云ふ西山上といふことは相当距離のあるやうにも感ずるが、これも其の記述の簡単に
する爲と又引用の上にもあることである。又読む者の受け取り方にもあることで、此処も亦山上でも通
じることにもなる。此の処まことに一目眺望小熊の六郷堰の取入口を真東に見る地であれば、斯様なこ
とのありとして決して決して不適の地ではないのである。斯うした古伝の失はれてゆくことは、何と云つても
遺憾なことである。

宮垣内

ミヤガイト

西分・西村の西に続き、北は雷谷の山麓より南は松原に至る狭長の地である。即雷谷は名の如く雷神
社の鎮座の地であれば、其の宮に奉仕する宮人達の居住の地であつたところでもあろうと私は解する。
勿論宮人と云つても多くはなく、一般の人も亦同時に居住したことははかり知られる。然らば此の宮垣
内はいつ頃からの名であるかと云はれると、宮の鎮座は明らかでないから明言はできないのであるが、
前に引用した松屋筆記に曾円集の歌を以て云ふ如く、かいたをりの略されたもので、山間の狹路を云ふ
とあるが、此処は山間でもなくしかも海洋に面した立派な平地である。従つて垣内・かいとの解釈には
千差万別といつても過言ではない程多くの地名となつてゐるのは、決して一朝一夕に出来たものでもな
く、時代により・又所により其の呼び方にも変化あり、意味に於ても異つたものであるのは、獨りかい
とのみの問題ではない。土地の開けた時代なり・其の模様なりを考證するのは今日の問題である。既に
出来てゐる名に宛てはめて考へるのではない。

柳田氏は地名の研究（三一八頁）に垣内と谷地といふ項に於て

三州志などを見ると、加州藩では出村・分郷・枝村と云ひ、越前に^{エダ}染などと云ふて居た小部落に
垣内と公称し、何郷何箇村・垣内幾箇所などと録してゐる。垣内は土豪の囲ひ込んだ地域を意味

するからは、枝郷を斯く云ふことは適せぬのであるが、是は村の所属地に一轉してからの後のことであろう。東京の近郷では山野を開いて、一区をサンヤ（山谷・三屋などと書く）といふのも同じであらう。

等々と各地の例を引ひてゐるが、これ等は何れも近世のことであつて、古く万葉の可岐都・垣津田等に於ける垣内の感念とはかなりののへだたりを持つてゐる。同書に

大和や紀伊田辺には、偶々其の古き思想が大体昔のまゝに伴つてゐたのである。其の他の諸国にも註意して見ると、同じ痕跡があつて依然として小区劃の地名に用ひられ、唯住民がカイトの意味を忘れた爲に、漢字を宛てる時に勝手なことをしてゐる。垣内は古くからカキツと称へてゐた。それからカイツとなりカイトとなつたので、処に依つてはカイチと聞こゑ、又方言でカクチとも発言したかとも思ふ。

と云つてゐることに依つても明らかに知られる。序にいふ同書に

足利時代の寺の文書などに、戒度の字などを嘗てゝあるが、今は多く谷戸の二字に改めてある。土地の人の説では山間の路狭き所を何々カイトと云ふ由。曾円集の歌にあるかいとの道は此のカイトとかある。人家のない山の入などからは、やはり谷を意味するヤツかも知れぬ。然らば又昔の垣内ではないのである。

と云ふことは柳田氏ともあらう此の道の碩幸が、此の歌集の解釈を異にしてゐることは、私の前に云つた如く、此の歌は『山里のかいとの道』とあつて、猿の住ひ里でもなければ山間を云ふものでもなく、山里で山と雖も人家のある処でなければ里とは云はないのであることを忘れてゐるのである。山里は山間の村里であることをくれぐれも云ひたい。

従つて此の宮垣内も此の近くにある新出とちがつて新しく出来た処でなく、また後に人家が出来て宮の側にある爲に宮垣内と云ふのであらう。

塚原

塚原と云ふのは此の宮垣内のあたりをいふのである。塚原といへば今の墓場をいふのかとも思ふかも知れぬ。風呂の谷と云つても古墳のある所であろうと推測される位の敏感な人達にしては、まん更斯様な愚鈍な解釈はすまいと思ふ。従つて此の宮垣内を考へて見ねばならぬと云つて、其の古墳時代の住居をさして垣内と云ふのでない。それがひいて或時代まで続けて来た住民があつた。其処へ宮を齋き祭つた、それで宮垣内と云ふのであらうと私は解釈する。従つて此の宮垣内の発生は宮の鎮座をまつて後生まれた名でああらうと思ふので、雷神社の鎮座と規を一にするもので、其れが定まらねば名の発生はきまらないことになる。

扨此の塚原は名の如く塚の原で、相当数の塚の形が明治初年頃にはあつたと云ふ。明治十四年に今の塚原庄吉氏の宅の前で、同氏所有地一六二三番地の塚を発掘して、祝部土器・刀片及び人骨・馬骨等を掘り出したといふが、当時此の地の小幸校の先生として来てゐた和歌山の人、村辻某が請ひて持参したと云へば、今其の遺品を見るを得ない。日高郡誌に

今も古墳と覺しきもの一基あり。又唐臼をつくに其の地磐異様に響くといふ家もあり。蓋し墳上又はその附近にあるを以てならん。

と云つてゐるのは當時森氏と共に、私は此の地を見たことであつた（同誌に四十年とあるも十四年の誤植なり）。これも事實に相違なく、其の唐臼云々の家は今既になく畑となつてゐて、今其の番地を心得ず。家の名も忘れたが塚原氏の裏道を東に行つて、丁字になつた其の手前南側十間程にあつた、樹木で家を囲つた家であつたことは、其処のおばさんの口から森氏と共に聞いた話であつたのである。其の発掘した古墳に使用していた巨石は、西川の水門の改築に際して使用し、残る一個は今御崎神社の長床の沓ぬぎ石にして存していると古老の話である。之等に依つても史前より此処に居住せる人のありしこと

が知られ、しかもそれが相當數に及んでゐたことは、其の塚の數でもうかがえることである。

一里塚

又極く近世のことであり、且つ村の人達に忘れられ傳へも聞かないが、此処に一里塚のあったことは文書の上に見られ、且つ其の一里なるものは其の時代の人達に非常にしたしまれたものにかゝはらず、今日その形を止めるものは一つとしてなきばかりか、それが人の記憶のうちから捨てられてゐると思はるれば、此処にその文書に見たを幸ひに記して置きたいと思ふ。其文書といふのは元禄十一年寅六月御絵圖御用附日高郡書上帳と云ふもので（日高郡誌所載）

和田村の西一里塚有 此所塚も印も無御座候 勿論存じたるものも無御座候

とあるので、既に此の時から忘れられたものである。此の一里塚というのは海士郡阿戸村から海岸つたひに片杭村・産湯村を経て通ずる脇道の一里塚である。産湯にあって・此処にあって・島村の字一里塚までの一里で、其処で本道に合流するのである。従つて此の一里塚の型は勿論わからないのであるが、金沢庄三郎氏の地名の研究には

天正年間信長が一里を三十六町と定めて、里毎に榎を植えしめたことにはじまる。勿論榎は松か杉かを用ふべきかとの問に、余の木にせよと答へたのが此の地の方言で榎を用ひたのであるとの挿話もある。

と見えてゐる。我が紀州にあっては南龍公入国以来設けられたといふのであるが、元禄十一年にはそのあったことも知らない位に消えてゐることは、如何に脇道とは云へはかない存在であつたように思ふ。まして往還であつても今日残つてゐないのはまたうかがはれる釈（誤）である。それがその地の字名となつて残っているものに、島に一里山あり・名田村野島に一里塚がある。此の一里塚について、塩尻卷九六に見える、一里塚なるものゝ概念を明確にし得られると思ふから、全文を引用する。

コウ・塚

□ 我国之一里塚也 内傳曰黃帝遊幸天下 以□記里云々 魏文帝時大道之旁一里置銅表五尺以

誌里數云々 又韋孝寬爲路側一里置□ 經雨頻顛毀 孝寬之部内當□ 植槐代々既免修復行旅

亦得庇陰 周知之日豈得一州爾當 天下同之每里植一木焉云々

異邦里法 比我国今里法則甚近然共称里一里塚之名不空 按我国槩概以三十六町爲一里每置大□

植以榎称之一里□者封□堤堡之類塚也亦封土者也 以形之似称塚異邦之□植以槐樹 我国之一

里塚植以榎樹木 又相類行旅得庇陰之榎易生長 且諸郡皆多矣 枝葉繁茂而行人便記里 或曰我

国一里塚古植榎木曾豐臣秀吉謂里民曰榎木佳木植以餘木可也 倭俗訓榎称惠之木亦訛云々 與乃

木餘木 與餘之木倭訓相近故土民誤以惠乃木植一里塚云々

とあるはその史傳を語り、其形勢を伝へてゐる。金沢氏は信長とあるが尾張の碩孝天野信景は秀吉と云つてゐるのも面白い。亦引用の書上帳に和田村の西とあつて、宮垣内と見えぬのに何故この宮垣内に宛てるかと云ふことは、島の一里山から数へて此処は三十六町にあたる故に、此処でなければならぬといふ私の推定であるためである。

此の南端三尾に通じる街道の南側に、今尚石燈籠一基残されており「雷神社天保十六巳三月」と記してある。これは弘化二年でその元年は天保十四年十二月二日に改元されたので、二十余日の元年であり十六年はその二年で、三月にはまだ改元のことを知られてなかつたのであらう。

谷口

タニゲチ

宮垣内の西で山麓から松原の間、此処では段々山が迫つて谷口の名は、此の背後の風呂ノ谷と云ふ意であうと思はれる。従つて此の名は明治二十二年台帳の製作の折りに、里人の唱へのまゝに記したもので、古くはもっと適切な名があつたかも知れない。

段垣内

ダンガイト

段は所謂きだで、石段をいふのであろう。即ち御崎神社の宮ノ谷に鎮座せりといふ。貞觀以前ここがその段を仰ぎ見られた。其処に宮に奉仕の人は勿論のこと、平の人も共に住んでゐたろうとかゞはれる。其処で此うした段垣内の名の出た理であらうと解するのであるが、芝口氏の註意によると、段は文字から云ふと石段ではあるが、今地名となつてゐるのは少し高い平地を云ふのが多く、つまり壇と書くべきを段と書いたにすぎず宮の段は宮の壇である。矢田村若野の上の方の上の段、小熊の岡の段がある。何れも山上の平地即ち壇の意味である。又垣内は柳田氏は地名の研究に（前記の如く）云ふから、宮の近くに二・三軒出来たので、段垣内・倉庫二・三本村と離れて立ち並んだ処。蔵垣内宮の近くにできたので宮垣内ではないだらうかとある。之も余りに先孝の説を尊重しすぎて、垣内を枝村の如く解した三州志あたりの説にこざはつてのことで、垣内本来の性格を極めるに至らぬことでないかと思はれる。又壇と云ふのもいかにも御註意の説の如くにも考へなければならぬが、此処は一段高いといふよりも、むしろ此の附近より是一段低いかとさへうかがはれる地であれば、壇よりも窪とさへ云ひたいと思はれる処であるから、此の考へも此処では用をなさぬことになる。切角の御注意であるが、孝問のためには有難く感受し得ないのを遺憾とする。

今手近にある附近の地名から垣内の名を拾ひ出して見ると、吉原に堂垣内・田井に下垣内、上垣内・富安に上ノ垣内・蛇尾に垣内・三百瀬に芝垣内、大垣内・伊藤川に垣畑・平川に垣内、北垣内、西垣内、後垣内等があつて、いずれも接近した地ではなく各所に分かれてある。斯様に沢山の垣内を拾ふことができるのである。

今和田村の小区域にしても、垣内は藏垣内・宮垣内とこの段垣内の三つは土地台帳面に見られる垣内であり、前にも云つた日高鑑に見える畑垣内があり、更に続風土記に見える入山に立花垣内があつて、

五つを数へられる。更に古くはもっともつとあつたであろう。入山の立花垣内の如きは実に明瞭に垣内の性格を示してゐるものであるが、然し之れも今では台帳の面からは、垣内の文字を消されて字立花となつてゐる。其の垣内の成立の年代は、村の人文発展の歴史を象徵するものではないかとさへ考へられるのである。

和田村は何と云つても其の最初の文化は西に輝いた。即ち御崎神社を中心として聚落を形成したことは争はれない事実といふよりも、聚落ができて神社を齋き祀つたのであろうことは歴然たるものであるといふと。此の段垣内は一番西の垣内であるから、此処から人が住みついたといふことにもなるうが決して然らず。垣内はずつと後になつてつけられた名でもあり、又後になつてできた垣内であらう。然し垣内なるものの時代的发展といふことになる、この後垣内は一番古い垣内であらうか。従つて蔵垣内とは同じ垣内でも時代的にかんがりの相違はある筈である。

それが亦時代の影響やら、人の生活環境やらによつて又変遷をくり返してゐることを考へなければならぬ。今此処に僅に二戸があり、其の一戸は御崎神社に奉祀する宮司玉置氏の家であることも、今日の時代と世相を物語るべき生きた事実であらねばならぬ。こうした事を考察するのに小字の様な小部分の地名が、最も有力に物語つてゐる唯一の資料である。

切 口

此の地の宮脇に接した地をいふ。名の如く此処から林が切られてあつて、所謂切り初めの所であるらしい。塩崎家の旧記に藤井神ノ木へ神輿渡御ありしが、湯川氏落城とともに中止となり、暫く内祭りとして

切口より金持まで馬かけ両社御輿御渡り等も 御仕

とある。其の切口で今も尚切口と呼ばれているが、其の金持ちといふのは既に忘れられて不明であるが、宮垣内の今も雷社の石燈籠のある辺ではあるまいか。

忠魂碑

北の切口に続いた西を更に切り開いて建設した。明治以来の戦役に戦死した村の英霊を祀る碑である。以上の各字は和田に於ける家居の地であり、且つ畑地である。

近世に於ける御崎神社の祭礼は毎年霜月の申酉の両日に催されるを例としてゐた。其の祭礼における若衆組は此村居を四分して、東組・東中組・西中組・西組と区分されてゐる。

恐らくこれは塩崎家旧記に見える藤井渡御御中止後、内祭として切口から金持へ馬馳けばかりであったのが

宝暦元年今ノ浜へ馬場を造り、初而御輿御渡相成仕由同六年子十一月御祭礼 御假家御普請 今の浜へ初メ致也

と見えてゐるので、恐らく宝暦年代から初められた祭礼形式で、従つて其の頃に組織されたものと解さねばなぬ。今日でも此組は隣組の元締として或は村の集會に利用されて、此処にまた区長とちがつた組長・祭礼には年行司と称する者を置いて、これが裁領にゆだねられてゐる。古く祭礼には幾変遷があつたようであるが、宝暦以来はこの四組は各山車^{サンジキ}を引き並べ、競馬の馬を飾つて渡御するのを例と定められてゐる。これを催すに當番といふものを各四つ作つてゐる。これは神輿のかゝりをなす組・競馬を主催する組・鬼鰐と称する鼻高面と夜刃面に猛獅子を配して勇猛なる古式を舞ふ組・例の屋台といふ笛太鼓の囃しも賑かに獅子舞をなす組の四である。年々順番に廻り催されることになつてゐる。其の他に本の脇組の屋台があり、更に明治四十年の合祀以来は入山・小池も各参加して屋台をもつてされ、盛大であるべき却つて筈が衰微のきざしがあり、昔日の申酉祭の面影は次第にうすらいで余命を保つに過ぎない有様となり、其処へ支那事変・東亜戦争と打ち続く苦境に、村の壯者は応召に従ひ経費の節約を唱へられる一方、神の威をかたつて人心をあふる事過重に失し、其の上敗戦となり其の反動的に神威を威とせざるに教へたのが時代の思潮といふか、祭礼には以前程の魅力を感じず、毎年開催・不催の問題で村中物議をかもすに至りては、是れ実に戦争當局の失敗とは云へ、神の威信をきづつけたものといふべく、

まことに遺憾のことである。

組のことが祭で終始したが、この村居を組となしたことは祭礼の外に用のない存在であることだからである。それを序のことに利用してゐるのであるのも、他の村々と異つて大字のない此の村に、比較的に多すぎる爲めでもある。

宮 脇

ミヤワキ

現に御崎神社の鎮座の地である爲めの名であろう。山麓迫りて松原との間僅かに一町を余すにすぎない。其の間殆んど宮の境地である。當社は三代実録

貞觀十七年十月十日巳未授紀伊国正六位上三崎神社從五位下

とあるは書に見ゆる初見であるが、其の貞觀十七年に創祭された社でないことは、既に從六位上の神階を授與されてゐることによつても明らかである。そこで私は想像する、史の記述の遺漏であることも明らかである。恐らくは武内（延喜式所載の神社）の社でなければならぬ。然るに式に見えぬのは書写にあつて遺漏であらうと、これは大言切つて豪語できないことである。尠くとも古来天下の公式として立派に認められてゐる正史の缺陷を、想像位でかれこれ云ふべきではないのであるが、此処の記述はいかにも不思議である。貞觀十七年に從五位下であつた社が、其の後五[？]十一年にして編輯された延喜式に記されぬ筈がないのである。その以前に既に從五位上であるのだから猶更のことである。此の事は獨り御崎社ばかりでなく、わが紀州でも那賀郡荒川の御船神社・牟婁郡有馬の大佐神社等然り。故にそれに見えないのは書写に當つての遺漏としか考えられぬのである。従つて大日本地名辞書に曰く

此社は三代実録の三崎神社なりといふ。然れども三前は眞熊^{まぐま}と訓むべければ、新宮早玉社の三崎神と呼べるやの疑ひあり

とある。日高郡誌はこの事を非常に氣にして曰く

三代実録貞觀元年正月の條に「廿七日京畿七道諸神進階及新叙惣二百六十七社」とある中に、從

五位下熊野早玉神に従五位を授け奉るとあり同五月には更に従三位・同五年また正二位に進めるを見れば、貞觀十七年に至って従五位を授けられると云ふが如きこと、あるべからざることの知るべく随ひて、此の授位は當社にかゝるものなること明かなり。

と云ふてゐる。又続風土記には

三代実録に三崎と書すは假字なり。本国神名帳には御崎と書し、今も御崎と書すを正しとすべし。と見えてゐる。いかにもその通りであればこそ私は疑ふのである。此処に延喜式卷十神祇十神名帳の日高郡に入るべき処を寫して見よう（拠 古典全集本但頭註記略スルモ必要ノトコロナシ）

在田郡一座大 須佐神社 名神大月
次 新嘗

牟婁郡大座 大二座 熊野坐神社 名神
小四座 大

海神社三坐 ^{アマノ} 天手力男ノ神社

とあつて、日高郡はないのである。従つてここに不審を抱くのである。ついて私は諸書を涉つたが、満足な解答を得ることができなかったのであるが、大日本地名辞書を見て前記の記文の外に、左の句のあつたことを知つたのである。其の文に曰く

按に熊野本宮神主は和田を屋号とし、延喜式牟婁郡海神社といふあり。個是那智村浜ノ宮と思はるれど、潮岬・串本村にも海神社あり。然らばその三坐とあるは一座は日高郡和田村にあらずや。とある。此の一句によつて私の疑問は解決するのである。延喜式の牟婁郡海神社三坐とある其一社は、即ち日高郡和田村のそれであると考説なのである。然らば此の延喜式の記述に

日高郡一坐小御崎神社

といふ一行は脱落して、「牟婁郡海神社二坐」とあるに一坐を加へて、誤つた書寫にしての誤りといふよりも、編纂者が筆録の際に日高郡を牟婁郡と誤認しての、記述であつた解であることが了解されるの

である。私は吉田博士にして、御崎神と速玉神とを誤認することは、いかに文字の違いはあるにしても、変なことであるとおもったのである。將たして其の如く最も急所をついてゐる。依つて書は孫引では信じ得ないことも考へなければならぬ。

本国神名帳

（敢て本国といふのは、即ち紀伊の国をいふのであり、其の書名なのである。今日本国では通用しないので、紀伊国神名帳とゐ いわれてゐる）。万治年間直川観音堂（海草郡直川村）より発見された神名帳で、王代に於ける国司所の神名帳であらうと云はれてゐる。これにはその記述の年代が記してゐないので不明であるが、私は此の内容から見て、鎌倉期初頭のものであらうと解釈してゐるのは、内に

伊都郡正一位丹生高野御子神

とあれば、同社が正一位を授與されたのは元暦二年のことである。即ち平氏が安德天皇を擁し奉つて西海に逃れた壽永二年であり、翌三年四月十六日に後白河法皇は元暦と改元されたのであるから、其の二年で壽永四年にあたり、三月二十四日平氏滅び八月十四日文治と改元されたのであるから、まことに世の騒動の時であつた。従つてこの神名帳の出来たのは、元暦二年からあまり遠くない頃、事によつたらまだ鎌倉に開幕の事には至らない時代であつたかも知れないのである。

この高野御子神の授位を最後として、神階の沙汰は絶えたのである。即ち王朝末期に至り、武人の勢力が次第に増加すると共に、王政の衰微となり兩部思想甚だしく、仙者は神の威にかくれ百姓神戸に入りて課税を逃れる等、又一方の王朝の威信は衰へ神に対する尊信が薄くなると共に、平氏滅亡により政治の実権は鎌倉に移るに及び、爵位・神階の沙汰も以後全く停止せられるの状態となつた。斯くして神社の勢力も地方の権力者に圧倒せられるの余儀なきに及び、あるものは次第に衰微し・ある社は彼等の威力にかくれてその命脈を保つものあり。此処に神社の秩序が乱れ初めたのである。従つてその後はあ

る時は時の権力者に利用せられ、ある時は押込められて臨機応変に、勝手次第の政策にさいなまれてゐながら、尚民衆の信仰に其命脈を保つて来たのである。御崎神社の如きも実に不遇であり、地の利を得ずして昔日の面影を失つて、只その余命を保つにすぎなかつたのである。

其の本国神名帳に記された御崎神社は正三位に昇叙してゐるのである。さればこそ今日祭礼に正三位御崎大明神と記された織を先頭にひるがへしてゆくのである。只そのみにして正三位の威はどこにも見出し得ないのであるが、此正三位こそは地名辞書に考證する、武内の牟婁郡海神社三坐の一坐であればこそ、斯く正三位に昇位したのであることを裏書するものである。されば堂々式内の社であると高揚してはゞからぬのであるが遺憾なことである。

更に本国神名帳について、其の關係記述を詳細に調べて見ると

日高郡官知神三社 正三位御崎大神 從四位 山ノ神

從四位上早蘇神

（以上続風土記所載 別本には 山ノ神從四位上とある）と見えてゐる。忽論山ノ神とあるは入野に鎮座した大山神社の大的字の脱せるものなることが明に認められ、早蘇神とあるのは今の早藤ハイクスにあった、大宮と呼ばれた社であつたことは明かに知られてゐる。此の神名早蘇は続風土記などは早藤の間違ひなどといへど、これは決して誤つたものでなく早蘇とかいてハイクズと読むことは、古くから藤はクズと訓した。可内の藤井寺の如きも古くは葛衣寺などと書かれ、又葛力ズラを藤口と書かれることに依つても明かである。いろいろなことから附記して置く。

又牟婁郡には延喜式神名帳に『海神社三座』とあるのが本国神名帳に

從四位上海神 從四位上海神 從四上御食海神 豐海神 同底海神

と五社の海神をあげてゐるが、吉田博士は大日本地名辞書に前記の五社の内二社をとりあげて、延喜式内の社となし、此を一は串本浦の今本ノ宮といふ社に宛て、其の社の条に

神祇志料に云 延喜式牟婁郡海神社の三座串本太浦にあり、新宮の祭礼に此の庄より魚味を備ふと

串太は即ち串本か

としてあり、今一座は浜の宮・那智浜の宮にあり、渚の森と称す。神武帝の頓宮地と称し、又錦宮は丹敷戸畔を祭るといふ。続古今集衣笠内大臣

村時雨いくしほそめてわだつみの 渚の森の色に出るらむ

云へるにつき再考するに、本社は延喜式牟婁郡海神社三座とある者は乎（神祇志料に海神は串本浦にありとなす）。神武帝東征の舟師此に着船し、因て海神を祝祭あるにあらずや不審」と云つてゐる。残る一座は和田浦御崎社であること、前に引用した如くである。斯様に延喜式は日高郡を誤認して牟婁郡となしたればこそ、本国神名帳には二座しかあげないのである。更に前記の如く立證して明かであると首肯出来る。

斯くして牟婁郡における本国神明帳記載「從四位上海神 從四位上海神」といふ海神二座と、更に「從四位上 御食海神 同豊海神 同底海神」の三座のそれ／＼の名を冠された海神の五座の海神があるが、後者の名のある海神三座について、南紀神社録は

底海神社 左本宮村東八丁七越峯東六町山腰にあり

とあるのは、この海神といふものにのみこだはって、延喜式の記入と本国神名帳の記し方を充分に見ない爲めの誤りである。それをしも後の名所圖會熊野篇等にそのまゝ引用してゐるのである。然らばこのたよりない見解を丸呑みにする書も亦更にあてにならぬ。然らば本国神名帳は二座の海神を二重にあげたことになるのである。従つて以上の牟婁郡に於ける海神社を見ると明かに、延喜式神明帳所載の海神社三座は、大日本地名辞書の所謂無冠の海神二座は延喜式の誤記で、一座は即ち日高郡御崎神社であることを訂正した記述と見られるのである。さうして本国神名帳のみに記載される、冠字のついた海神三座は以上の二神の外に、それぞれ牟婁郡内に鎮座したのであるが、既に其の所傳を失つてそれを見出し得ないのである。その故かあらぬか続風土記は牟婁郡の海神社については一切頼冠りをきめこんでゐるのである。

今海神考をなすのではない。只延喜式神名帳の誤記であろうことを立證する爲めの、一傍證として記述したものである。続風土記は

古は社殿も壯麗にて、神領二町二反あり

と記され、又天保五年の同社正殿棟札にも

當社者 天正年中迄丸山村・田井村・財部村・和田村に於て神領數多有之候 右神納を以御造営

御修覆致来 然処右神領退転以後云々

とありて、これらの神領も久しき間に取残されたものであろうが、天正以来の残領も没収されたといふのは、湯川氏滅亡の余波を受けたものであろう。同社には記録が消滅して見るべきものなきも、現在境内に姥芽の老樹二株あり、いづれも三抱にあまる古老木で、樹齡まさに千八十六年を数へられる。其の古を忍ばれる唯一の存在である。というは同社はもと現在の背後宮ノ谷の山上にありしが、貞觀元年現地に遷し祭った。其の時姥芽を植えたといふのは古く村人達の口から伝へ来た処である。

日高郡誌にいふ

社傳に云ふ、古此の地未だ開けざる時、小池莊の地より現地の背後なる宮ノ谷といふ処に、年を経て此の地の開くるに及び、貞觀元年今の境域に遷祀す。

と斯うした。社殿はまことに怪奇極まる社傳である。同誌に又云

祭神については全く所傳を失へるものと覺しく、「正徳二年辰八月塩崎宗左工門京都吉田家へ入門仕 當社御祭神を相伺候処 天照皇太神・猿田彦太神・事代主太神・豊玉彦太神右四座の御神靈なりと仰せらる」

との記ありと見えてゐる。斯様に祭神を失うことは実に神威の失墜でまことに恐多いことである。祭神失ひて何が祀るられ崇められるか。斯様に社傳にあるといふ小池莊から此処に遷祀といふが如きは、実に史に通じないものゝ妄言である。郡誌も又此の一社に口からはつたのではないと雖も、斯かる妄傳を記すことは誤りと云はねばならぬ。

小池ノ莊はいつごろから発展したのか、又日の御崎といひ御崎神社と云ふ社名が何に起つたかを忘れてのことである。此れ等の社名と出雲族との交渉は歴然として、幾度か森氏は日高郡誌以外に主張し記つゝあり乍ら、此処に至つて愚人の伝を丸呑みにすることは実に受取れぬ話である。私は断じて御崎神社はあとにも先にも此の地宮ノ谷以外に鎮座すべきでなく、又あるべからざる祭神であつたろうと認めるものであるが、強いて否定するとすれば更に西して日ノ御崎辺でなければならぬ。といふは紀州文化は先づ出雲族によつて開発せられとするなれば、先づ海岸傳ひに進んで日ノ御崎に一度は落ちついたであらうことは想像に難くない。更に東に延びて稍安住の地を求め得て、出雲の御崎神社を祭祀して崇敬の誠をさゝげであらう。而して彼等は主として漁撈を事としたであらうから、自らその神も海を鎮めまつるわたつみの神でなければならぬのである。

其処で郡誌に記してゐる祭神を失つて、吉田家で伺つたこと等について享保頃の記である同社の旧記に見えてゐる書の記に曰く。

鎮座の初不相分蓋有延喜以上歟、三代実録貞觀十七年（中略）本国神名帳正三位御崎大神或勸請出雲日崎碕諸神歟 亦云奉祀大己貴命少彦名命歟

社記云往古より當社之於神前穢不淨僧尼之輩 時々蒙神崇地人甚恐神威殊ニ近年浦方不漁地方凶作打続氏下及困窮是氏神不敬輩多故蒙神崇故以後不怠敬神之意氏下一統奉仕之旨奉祀願正徳二辰八月神主塩崎宗右工門豊政吉田家へ入門 神国式傳授此時當社鎮座 之神号吉田殿ニテ奉願口神躰供奉 上京奉口口口

則祭神 天照皇太神 事代主太神 猿田彦大神 龍王豊玉彦太神

右四座鎮座有之趣成之則四座之神靈凡八寸四方位高サ一尺五寸余之箱ニ納封印ヲ掛此大神ハ風俗容易ニ拜不可口致口奉仕之神職ニテモ無官無位之輩娑開口致申間敷蓋違肖之輩於有之共可蒙神崇其処ニ不平口口口

と記して吉田家奉納之奉幣祝詞を記してある。今此の記に於て見るに、正徳二年吉田家に祭神傳授を受

くる以前に失はれたりと雖も、出雲日御碕諸神を勧請かと云ひ、亦大己貴命・少彦名命歟と云つてゐる如く、所謂出雲系の神であつたろうとはうかがはれ、且つ伝称されてゐたことが知られるのである。この大己貴神は素戔鳴命の御子にましまし、大国主神と申し又葦原色許男神 亦名八千矛神とも謂ひ又の名宇都志国玉神とも申し奉る。此の神と稲葉の八上比賣の話、稲葉の兎の話は既に世の説話にも多く、此処に畧するとして、我が木の国に降り給ひしこと古事記・書記にも見え、神王産靈日神の御子少彦名命と共に此の国造り堅めよと告りまして、大己貴少彦名の二柱相並びて国を造り堅め給へること見え、出雲風土記に

飯[?]右郡名禰ノ郷 所造天下大神 大穴持ノ命歟^ト 須久奈比古命巡^ニ行天下^一 時稻^ニ種^ト随土此処^一 故云種

とあり、此の二柱の神が戮刀一心、天下を經營し給ふたのであることは、万葉にも多く詠まれてゐる。

大汝^{オホナムチスクナヒコノイマシケム}少彦名乃將座^{シヅノイワヤハイクヨヘニケン} 志都乃石窟者幾代將經

ともある。古事記伝には此の歌と、前に三穂の石窟の條にあげた

皮多^{ハタ}酢^ス寸忌^{スキ} 久米^{クメ}能^ノ若子^{ワカコ}我^ガ 伊坐^{イマシケル}家留^{ケル} 云々

の歌の志都の石室と三穂の石室と錯乱せるにて、久米の若子の在世せしは播磨の志都の石室なり。此の二柱の神の座は三穂の石室にて紀伊乃国也。

凡そ出雲と紀伊と同じく相通へること多きことなれば、此の三穂も出雲の美保よりうつれる名にて、由縁ありけむ。伯耆風土記の粟島も、紀伊国名草郡加太の神社を粟島といふと又由ありて聞こゆ」とさへ云つてゐるのもつてして、此の古記の祭神も亦觀過し得ないのではないかと思はれる。

此処に吉田家の指示された祭神についても、亦其の拠る処のありしことは何分にも永代神事に奉仕せる同家のことなればである。其余神天照皇太神は申すもかしこく今更云ふべきではないことである。

コトシロヌシカミ
事代主神

事代主神は大己貴神（大国主命）が神屋楯比売命を娶り生みませる御子にましまし、威勢のいと盛なる神にて、天孫天津彦火瓊杵尊天降りましまするにあたりて、事前にこと平げたてまつりしこと書記に左の如く記してある。

二神是に出雲の国の五十田狹の小汀^{ヲハマ}に降到りまして、即ち十握劔を抜きて倒まに地に植て、其の鋒端を踞げて大己貴神に問ひて曰く、高皇産靈尊の皇孫を降しまつりて、此の地に君臨たまはんと欲す故に、先づ我二神を遣して馳除ひ平定けん。汝が意如何避りまつらんや否やといふ。時に大己貴尊対へて曰く、まさに我が子に問ひて然して後に報さん。是の爲^{トキ}に其の子事代主神遊行きて、出雲の国三穗の碕に在す。釣魚を以て樂となす、或は曰く遊島を樂となす。故れ熊野諸手船（亦の名天鵠船）を以て使者、稻背脛を載せて遣して高皇産靈尊の勅を事代主神に致し、且は報さん辞を問ふ。時に事代主神使者に謂ひて曰く。今天神此の借問たまふ勅あり。我父宣く避り奉るべく吾亦違ひまつらじ、因に海の中に八重蒼柴籬を造りて船柁を踏んで避りぬ。使者既に還りて報命す。故れ大己貴神即ち其の子の辞を以て二神に白して曰く、我が怙めし子だにも既に避去りまつりぬ。故れ吾れ亦避りまつるべし如し、吾れ防禦がましかば国の内の諸神必ずまさに同じく禦ぎてん。今我避り奉る誰れか復た、敢て順はぬ者あらんといひて、乃ち平国けし時に抜けりし廣矛を以て二神に授け奉りて曰く、吾れこの矛を以て卒に治功あり、天孫若し此矛を用ひて国を治めたまはば、必ず平安まします。今我れまさに百不足の八十隈に隠去れなんと云ひ訖りて遂に隠れましぬ。是れに二神者の順はぬ鬼神等を誅ひて果てに以て復命す。時に高皇産靈尊眞床追衾を以て、皇孫天津彦火瓊杵尊を覆ひて降りまさしむ

と見えて、此神の勇猛の武神にましますこと、旧事本記に

化ニ爲八尋熊鰐ニ通ニ三島溝杭女王玉衣姫ニ生ニ一男一女ニ

とある。即ち天津の詔命をかしこみ、永く皇御孫ノ命の守り神として大倭国高市郡高市社に座し、亦甘南備の飛鳥社に座して、古来朝廷より重く祀り給ひ、神祇官の八柱の神としてあがめ奉り、又鰐熊を使命したまふ。神徳に由て熊野川口に飛鳥社の祭神として祀られたることは、愛徳山縁起に

往古軍武男阿須賀大明神率彼泊御坐御覽給大鰐爲飲被給 海底此御座而時杵春權現暫思惟給 阿

須賀大明神申給様何惱事 有不己斬出奉潮押別外從阿須賀斬給 云々

とあるに依つても、阿須賀神即事代主神の功が熊野御神の鎮座にあたりても、亦斯様に著しき者があつたことが、明らかにうかがはれると共に、海神としての神徳の程も知られるのである。

猿田彦大神

此の神は天孫瓊々杵尊の天降りませる時に、御前を仕へまつりし神にましますこと、今更記す要なきこと乍ら、古事記に

日子番能邇々藝ノ命天降りまさむとする時に、天の八衢^{ヤチマタ}に居て、上は天^レ高ノ原を光らし、下は

葦原中ツ国を光ここに有り かれここに天照大御神高木ノ神の命もちて、天宇受売ノ神に詔りた

まはく 汝は手弱女なれども射向ふ神と面勝^{オモカ}つ神なり かれ専ら汝往きて問はむは、吾が御子の

天降りまさむとする道を 誰ぞかくて居ると問へとのり給ひき かれ問はせ賜ふ時に答へ曰さく

僕は国^{クニツクミ}神 名は猿田毘古の神なり 出て居る所以は天ツ神降りますと聞きつる故に 御前に

仕へまつらむとしてまみ伺ひ侍ふとまをしたまひき（中略） かれその猿田毘古の神阿邪訶^{アザカ}に座

しける時に漁^{スナドリ}して比良夫具にその手を昨^クひ合はさえて海水に溺れたまひき かれその底に沈み

居たまふ 時の名を底度久御魂^{ソコドクニタマ}とまうし その海水のつぶたつ時の名を御都夫多都御魂^{ツブタツミタマ}とまをし

その沫咲く時の名を阿和佐久御魂^{アワサクミタマ}とまをし

と見えてゐる。此の神海神として古来祭祀せられたこと、柳田国男氏の石神問答に左の如く見えてゐる。

御崎と云ふ社古くは延喜式に数多見え、今日も諸国に行渡りたる社に候か。其の祭神一定ならざる中に、是亦猿田彦なりと云旧伝にあるもの候よし。右は天孫降臨の折り御前を仕りたりと云ふこと正史に出てをり候へば 此の説の如きは些も異とするに足らず候

此の神の名猿田と云ふ 語はやがて又ミサキと同じ義なりしならんかと思はるゝことに候 古史傳には猿田はサダにして、出雲の佐陀大神と同じ神なりと論ぜられ候。出雲の佐陀は島根半島の中央にて 現今の社地は海角に非ず候へども 此半島は即ち狭田の国にて西にも東にも岬有之候 岬をサダと申候は獨り此の地に止らず伊豫の御鼻と称する佐田岬・大隅の佐田岬有之候上 土佐の足摺岬も又蹉蛇岬にて 船人が大隅と区別する爲に之をアシズリと唱えたるに外ならざるべく候 斯くまで類例ある上はサダはミサキの義なること最早疑なく 云々

と見えてあり、更に同氏は地名の研究に於て

全体ミサキと云ふ語は猿田彦神以来の信仰上の一名称である。或は三崎神社となり・佐陀神となり・伊豆權現となり・鼻筋神とも称せられて、諸国の守護神であつた。

と見えてゐることに依つて、猿田彦神も亦御崎を守護し給ふ神として、古くより尊信されてゐたことが知られる。

豊玉彦神

此の神を記すに、此処に古事記に記されてゐる神話を記さねばならぬ。今古事記によつて記さむに

かれ火照命ホテリは海佐知毘古として鰭の広物・鰭の狭物を取給ひ、火遠理命ヒホリは山佐知毘古として毛ア・毛ノ柔ミヨものを取りたまいき。ここに火遠理命その火照命に互に幸を易へて用ひてむ謂ひて三度乞はしかども許さざりき。然れども遂に纔に得易へたまひき、かれ火遠里命海幸をもちて魚釣

らずに、都て一つも得たまはず、またその釣をさへ海に失ひたまひき。ここにその兄火照命その釣を乞ひて、山幸も己が幸幸海幸も己が幸幸今は各幸返さむと謂ふ。時に其弟火遠理命のり玉はく、汝の釣は魚釣りしに一つも得ずて、遂に海に失ひてきとのたまえども、その兄強ひて乞ひ徴りき、かれその弟御口の十拳劔を破りて五百鈎を造りて償ひ給へどもとらず、また一千鈎を作りて償ひたまへども受けず、猶かの本の鈎りを得むとぞいひける。

ここに其の弟海辺に泣き患ひて居ます時に、塩推ノ神来て問ひけらく。何にぞ虚空津日高の泣き思ひたまふ故は問へば答へてたまわく、我兄と釣を易へてその釣を失ひてき、かくてその釣りを乞ふ故に多くの釣を償ひしかども受けずて、猶その本の鈎りを得むと云ふなり。かれ泣き患ふとのり給ひき、ここに塩推ノ神我汝が命の爲に善き謀せむと云ひて、即ち元無間勝間之小船を造りて、その船に乗せまつりて教へけらく、我この船押し渡せばやゝ暫く往てませ味し路あらむ。乃ち其の路を乗りて往きましなば、魚鱗のごと造れる宮、それ海津見の神の宮なり。その神の御門に到りましなば、傍の井の上に湯津香木あらむ。かれその木の上にましまさば、その海神の女見て、議らむものぞと教へまつりき。

かれ教へしまにゝ少し行てましけるに、備にその言の如くなりしかば、即ちその香木に登りてましゝき、ここに海神の女豊玉毘売の從婢玉器を持ちて、水酌まんとするときに井に光あり、仰ぎ見れば麗はしき壯夫あり、甚と奇しと思ひき、かれ火遠理ノ命その婢を見たまひて、水を得しめよと乞ひ給ふ。婢乃ち水を酌みて玉器にいれて貢進りき。ここに水をば飲みたまはずして、御頸の珠を解かして口に含みてその玉器に唾入れたまひき。ここにその珠につきて婢珠を得離たず。かれ珠著けながら豊玉毘売古命に進りき。かれその珠を見て婢に門外に人ありやと問ひたまへば、我が井の上の香木の上に人います。甚と麗しき壯男にます、我が王にも益りて甚と貴し。かれその人水を乞はせる故に奉りしかば、水を飲まさずしてこの珠をなも唾ま入れたまへる。これ得離たぬ故に入れながら持ちまゐる来て献りぬと申しき。かれ豊玉比売命奇しきと思ほしと出で

見て、乃ち見感でて目合してその父に、吾が門に麗しき人いますとまをしたまひき。ここに海神自ら出て見て、この人は天津日高の御子虚空津日高にませりといひて、即ち内に率て入れまつりて、美知の皮の畳八重を敷きてまた箱畳八重をその上に敷きて、その上に坐せまつりて、百取りの机代の物を具へて御餐して、即ちその女豊玉毘売を婚せまつりき。かれ三年といふまでその国に住みたまひき。

ここに火遠ノ理命その初めの事を思ほして大きな歎一つしたまひき。かれ豊玉ノ毘売命歎きを聞かして、その父に白してたまはく。三年住みたまへども恒は歎かすことも無かりしに、今日大きな歎一つしたまひつるは、若し何の故にあるかとまをしたまへば、この父の大神その聲の夫に問ひまつらく。今旦我が女の語るを聞けば、三年坐しませども恒は歎かすことも無かりしに、今夜大きな歎したまひとつとまをせり。若し故ありやまたここに来ませる故は奈何にぞと問ひまつりき。かれその大神の備にその兄の失せにし鉤を罰れる状を語りたまひき。ここを以て海的神悉に鰭の広物・鰭の狭物を召ひ集めて、若しこの鉤を取れる魚ありやと問ひたまふ。かれ諸の魚ども曰さく、このごろ赤海鰭魚イノドなも喉に口ありて物得食はず愁なれば、必ず是れ取りつらむとまをきし。ここに赤海鰭魚イノドの喉を探りしかば鉤あり。即ち取り出でて清洗スマして火遠理ノ命に奉る時に、綿津見ノ大神誨へまつりけらく。この鉤をその兄に給はむ時にのりたまむ状に、この鉤は游煩鉤・須須鉤・貧鉤・宇流鉤といひて後手に賜へ、然てその兄高田を作らば汝が命は下田を営ツクりたまへ。その上下田を作らば汝が命は高田を営ツクりたまへ。然したまはゞ吾水を掌シれば、三年の間必ずその兄貧しくなりなむ。若しそれ然したまふ事を恨みて攻めなば、塩盈珠シホミツダマを出して溺し、若しその愁ひまをさば塩乾珠シホヒルダマを出して活かし、斯くして窘タシナめたまへとまをして、塩盈珠シホミツダマ・塩乾珠シホヒルダマ并せ兩個を授けまつりて、即ち悉に鰐どもを呼び集めて問ひたまはく。今天津日高の御子虚空津日高上国に幸てまさむとす。誰か幾日に送りまつりて、覆奏をまほさむと問ひたまひきかれ、各身の長のまにく。日を限りて曰す中に、一尋鰐僕は一日に送りまつりて還り来なむとまをす。

かれその一尋鰐に然らば汝送りまりてよ、若し海中を渡る時に惶畏^{カシコマ}せまつりそとのりて、即ちその鰐の頸に載せまつりて送り出しまつりき。かれいひしがごと一日のうちに送り返りまつりき。その鰐還りなむとせし、時に佩かせる紐小刀を解かして、その鰐に著けてなも返したまひける。かれその一尋鰐を今に佐比持神とぞいふなる。

この海神の女豊玉毘売ノ命自らまひ出て曰うしたまはく。妾はやくより妊めるを今御子産むべき時になりぬと、こを念ふに天神の御子を海原に生みまつるべきにあらず。かれまゐ出きつとまをしたまひき。かれ即ち海辺の波限^{ナギサ}に鵜の羽を葺^{カヤ}草にして産殿を造りき、ことにその産殿未だ葺き合へぬに御腹しのみがたくなりたまひければ産殿に入りましき。ここに御子産みまさむとする時に、その日子に白したまはく、凡そ佗^{アタシ}国ノ人は子産むをりになれば、本^{モト}ツ国の形になりてなも生むなる。かれ妾も今本の身になりて産みなむとす。妾をな見たまひそとまをしたまひき。ここにその言の奇しと思はして、そのまさかりに御子産みたまふを伺見たまへば、八尋鰐となりて匍匐^{ムスカ}ひもこよひき。かれ見驚き畏みて遁け退きたまひき。ここに豊玉毘売命その伺見まひし事を知らしてうら恥しとおもほしてその御子を生み置きて、妾垣は海ッ道を通はむとこそ思ひしを吾が形に伺見たまひしが、甚と□^{ムスカ}しきこととまをして即ち海阪を塞きて返り入りましき。是を以てその産れませる御子の名を天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命とまをす（岩波文庫本）。

とあれば、火遠理命即ち虚空津日高とまをすは、即ち神武天皇の祖父君天津日高日子穗々出見命であらせられることである。此くの如くに書記にも記してゐるが、海神即ち豊玉毘売の父については共に海神とのみ記して、其の名を記さないのであるが、書記の一書に『海神豊玉彦の宮に到ります』とあれば、海神即ち豊玉彦神であらせられることが明かに知られる。従つて龍玉・豊玉彦神とあるのも首止出来ることである。

此の譚について井上吉次郎氏は其の著『觀のもの』に於いて、異族通婚であつてゐることも面白い觀察であると共に、水江の浦島の説話も此処に胎してゐることも亦考へ合さるべきであらうと思ふ。然ら

ば御崎神社に奉

祭される神は猿田彦神といひ・豊玉彦神と云ひ、いづれも海を護る神であらせられることは明かである。又其の御崎名からして、既に諸国のそれと相一致するものであることも知れ、その祀られる地も亦等しく海角の地と云ふよりも、むしろ少し内に入った処であることも亦共通の例に洩れぬ。此の点から見ても牟婁郡の潮ノ御崎・串本の本宮・那智の濱の宮社等も等しく其れと符節を合するものであることも考へ合さなければならぬ。

以上に依つて前々から幾度となく云つた、わたつみの神であると云ふ事は明に首肯出来る所であろう。而して其れが延喜どころの鎮座ではなく、ことによつたら神武帝東征以前に、既に此の地に鎮座してあつたのではあるまいかと考へるので、今さうした史料を得ないので只考へられると云つて後考を俟つこととしよう。

因みに云ふ、日ノ御崎の突角燈台の地に祭つてあつた御崎神社は、今三尾村龍王神社に合祀されたが、この神は大永年中御崎神社を勧請した社であることは、旧記に左の如く見えてゐる。

自本社未申ニ出張スル所四十丁余者野山空地山南ニ有尺四寸四方之祠

今号御崎
大明神

大永年中二月十六

日和田村土井治郎左衛門^口船数多所持有 之爲海上安全浦方漁事繁榮 氏神御崎大神此所新ニ勧請ス 時之神主塩崎七郎次郎 願主世話人土井次郎左衛門 五ヶ浦郷中ト有之 當時三尾浦領ト

相成 然レバ今二二月十六日霜月十六日當浦漁師勧請 曰して参詣す事ニ御座候

と見えてゐる。

齋神社

古へ御崎神社の攝社として祭祀せられてゐたのであるが、いつの頃か丸山に遷祀されて、齋神社として明治四十二年まで鎮座したのであるが、明治四十二年小松原子安社今湯川神社と云ふに合祀せられ、

今其の跡は土取場となつてゐる。其の遷祀については続風土記に

齋宮旧當社の末社なりしに、何の頃にか富安莊丸山村に遷祀すと云ふ。今彼地齋宮是也

古は神事には其宮

に神輿渡御ありしと云ひ傳ふ

とあるが、日高郡誌には遷祀は同じであるが、其の割註は異つてゐる。曰く

往古は丸山の齋と云ふ処に御旅所あり、例祭には神輿之に渡御あり。後其所に當所の末社齋宮を遷祀す

とあるのは此の社の旧記なり。古傳なりに一致したものである。此の齋宮の祭祀されてゐたことは、御崎神社の明治四十年の合祀の実施以前に、正殿の東側に石段を築かれ、其の上に巨石を立てゝ注連をかざして齋宮の地として諸神の参拝されてゐたのであるが、此処も合祀の犠牲となつて其の跡は取り除かれて、今日既に消え失せたのである。其の事について旧記に曰く

社傳云 自和田邑寅相去凡三十丁許爲 丸山村山南有社

称齋之宮之神 今号齋大明神

所奉祀神未詳

或云齋至神而爲經津主命也 フツヌシ 而中古有故奉於相殿 而奉遷之於丸山村於之給 是御崎大明神四座矣

更にそれよりも後の書には

當社より三十五丁丑寅之方ニ丸山村と申処御座候 此処に齋大明神と申神社御座候 右齋之儀は當社より勧請之由申傳へ御座候 尤以前ハ御崎大祭之節右丸山之齋神社迄御輿渡御有之此処ニ假宮を建神事之式相務之由ニ 而今以齋神社之近辺ニ和田御崎騎馬つなぎと申処有之趣申傳へ候 夫より藤田村之西神ノ木と申処ニテ熊野權現・大山權現・當社の御輿出合ニ相成 此処ニテ神納式相努候由 古より申傳御座候 いつの頃よりか中絶仕り候

と見えてゐることに依つて、齋社を遷祀してからは此の丸山に御輿の渡御は中止となり、藤井の神ノ木

にて出合祭礼を施行したことがわかるのであるが、其の年代が明でないのが遺憾である。此の事も又天正十三年湯川の没落と共に中絶したと云ふことは、之等は即ち神領擁護の目的を以ての渡御であつたろうことがうかがはれる。即ち湯川の落城と共に神領の没収せられたによることは、御崎神社の棟札に記してあることに依つて知られる。此の齋宮の祭神について旧記に経津主命とある。此の神は書記神代巻に天照大神天孫降臨の事前工作として

高皇産靈尊更に諸神を合へてまさに葦原中国に遣すべき者を選びたまふ 尙曰く 磐裂根裂神の子 磐筒男・磐筒女が生れませる子 経津主神是往けん 時に天石窟似に住む神稜威雄走神の子 甕速日神 甕速日神ノ子 □速日神 □速日神ノ子 武甕槌神ます 此の神進みて曰く 豈唯経津主神のみ獨り丈夫にして、吾は丈夫にあらざらんや 其辞氣慷慨 故に以て即ち経津主神に配へて葦原中国を平げしむ

とありて、これに続いて、前記事代主の条に引ける二神、出雲の五十田狹の小汀に降到りましてとある、其二神の事である。然し古事記には建御雷之男神とあるも、経津主ノ神のことは見えぬ。書記の一書に天津経津主神 武甕槌神を遣して葦原中ツ国を平定めしむ時に二神曰く 天に悪神あり名を天津甕星と曰ふ。亦の名は天香背男 請ふ先づ此の神を誅ひて、然して後に下つて葦原中国を揆はん。是の時に齋主の神を齋へ大神と号す。此神今東国の檄取の地に在す。

とある。経津主神を指せることならんも、此の神の文字は同じ「齋」の文字を用ふれども、「イハイヌシ」と訓すると「イツキ」と訓ずるの差の如く、又別神でないかと考へられる。

古来伊勢神宮の御枕代として、歴代天皇が皇妹・皇女を任命したことは、正史に明らかに見える処であり、之を齋宮と称し奉ったを以てして、或は齋宮は其の宮口を神格化して祭祀したのが、この齋宮神であるまいかと思はれなくもない。時に考へ合すべきは景行天皇の皇女にして齋宮として奉仕したのは、妃三尾氏磐城別の妹水齒媛の生みませる五百野皇女であらせられたことは、釋日本記に明記してあるを以てして、同じ帝が七十七皇子・皇女を諸国郡に別かち封じ給ふた。別の制に（此の地本の脇の条

に云ふ）あたつて此の地に封じられたのは、此の五百野皇女であつたものではあるまひか、とも憶測もせられるのである。將たしてかゝる推察が許されるならば、後に五百野皇女を祭神として齋き祭り、齋の宮として奉仕した宮媛にませば、齋宮とよび御崎攝社として祀られたものであるまひかと思はれる。それかあらぬか、古来民間に於て左の如き伝へが残されてゐる。

昔入山から物売りに来た人が、ある日カムロの可愛らしい女兒に出合つた。其の児を籠に乗せ連れ皈つた。それが縁になつて皈らないといふので、遂に丸山で育てられることになつた。それが齋さんであつたと云ふ。

いかにもおとぎ話のようなことながら、齋宮の遷祀についての一挿話と云ふべきであり、又斯様なことを考へることもあながちに不當なことでもあるまいか。

八王子社跡

今の御崎神社から東北六・七十間の所。同じ宮脇の地に二・三段の石段を残し、其の上に八王子社跡と記した碑が建てられてある。同社は此地から御崎神社の攝社として遷されたもので、明治四十年合祀以前には、八王子社は正殿の東に齋社と並んで二尺四方の小祠に祀られてゐたことは、今も尚幼い頃の記憶にある。又明治初年頃の同社の境内御圖にも立派に記されてある。合祀の序をうけて其の祠も合祀殿にほりこまれた形で、今は其の影も残さないが、元の地は矢張り其の碑が示す如くに残されてあるが、これもはかない存在で、今に其れも煙滅なると云ふ運命にある。と云ふのは從來村有地としてあつたのが、昭和二十四年村の財政の窮乏を救ふ爲めに、此の二畝歩程の地を競売に附して民有とされたのである。おかげで村は救済されて村民は愁眉を開いたと云ふものである。序に云ふ斯くして救済された村が數十万円を投じて小供の遊び場にもならぬ築港を、沈下対策と称して作つたのが其の翌年である。従つて此の地に生ひ茂つてゐた唐樟が切り倒され、雑木は薪となつて只丈余の蘇鉄のみが淋しく残つてゐた

が、それもいつの間にか見えなくなつて、只茫々たる叢に碑のみが残されてゐるが、これもやがて開墾されることは必定であれば、碑も又其の姿を消すことは自明の理である。

此の切り倒された唐樟と云ふのは原名たぶのきと称し、樟科に属して暖地に自生する常緑の喬木で、又一命をいぬぐすとも玉樟とも呼ばれてゐるもので、まことに珍木であるので東牟婁郡三輪崎町・古座川等にあるもの、又西牟婁郡中芳養村にあるものなどは、天然記念物として指定されてゐるとか、されようとしてゐるとか聞いた程、左様に珍木であるのである。それさえも何の苦もなく売り払はれ、切り倒された名人達の治下であつた村民諸君が哀れであるのみならず、村の古跡を煙滅せしめる罪は如何にしてもまぬがれ得ないものであり、やがては神罰たちどころに降るといふものならんか。

此の地古来踏まずの石と称して、知つて踏めば命を奪はひ、知らずに踏めば目を奪ふと云う口碑が傳へられ、村人の間に畏怖されてゐる所である。その踏まずの石と云ふのは、法華經が書かれてゐると傳へられてゐれば、從來よくある一石寫經であらうことは想像に難くないのである。はたして然りとすれば、此の浦の眞砂を以てして一石一字を書かれて、法華經八卷の文字を埋められた願經であらう。大正の末年比であつたか、神がかりの指圖で之を開鑿を企て、相當大規模に行はれたと聞くが、それらしいものは一向見當らなかつたといふ。かゝる廣大無辺の靈經は斯様な凡俗の衆にはさのみ安々と姿を見せるものではあるまい。弥勒菩薩の出現を待つてはじめて湧出するのであらうから。

扱てこの八王子社についての旧記（享保頃と推定される記）に曰く

攝社 八王子大神 祭神不詳
祭日爲八朔

或云祭神 正哉吾勝速日忍穗耳尊 天穗日命 天津彦根命 活津彦根命 熊野櫛樟日命

田心姫命 端津彦根命 嚴島姫命 奉祭歟

本社より七十間東北の角奉祭 土民相伝云石室權現ト申又ハ岩神とも申傳御座候

とあれば、この頃は其の今の跡と云ふ地に鎮座してゐたことが、明かに知られるのであるが、享保の未

年として、次の記の天保四年の記まで約百年の間に、移されたことがうかがはれる。其の天保の記に曰く

當社境内のうち八王子社跡御座候 此処に大なる岩山御座候 石室權現とも又岩神とも申伝へ御座候 此の岩山は高さ凡二十間余も御座候 誠に靈山と相見えて横巾三十間余 此岩山の西の脇に少シ水の流出シ 此ノ岩ノ下地ニ古祠を建御座候 此岩山當時ハ木ノ葉又ハ田畑開地之石杯を岩ノ下ヘ持集メニ付凡ニ丈余モ^{ウズマ}推リ御座候

とあるので、この時には遷祠せられ相當の歲月を経てゐるらしいから、享保を去る余り遠くない頃のことであつたろうとかがはれる。さうして続風土記に記してゐる

八王子社 御崎神社の攝社にて社の側に大なる巖あり、高さ二十間余り・囲り三十間余りありとあるのは余りに簡にして不審を抱かしめるのである。斯くすると成る程左様あつたろうと首肯ける。此の旧地の比の同社は毎年八朔が祭礼で、競馬など催して盛んな祭礼であつたと云ふことは、古老の口に伝へられてゐる。

祭神については神名を記述しながら、「奉祭歟」など不審を抱いてゐる儀であるが、如何にも八王子と云へば人々になじまてゐる。曆中の八大將軍であるといふことは口^キ内傳に

午頭天皇娶 南海頗口女 誕八王子 第一掄光天皇 大歲神 第二魔王天 大將軍 第三俱摩羅天皇 大

陰神 第四得達天皇 歲刑神 第五良特天皇 歲破神 第六侍相天皇 歲殺神 第七宅神天皇 黃幡神 第八

蛇毒鬼神 豹尾神 曆中所謂八代將軍

とあるのを引いて南紀神社録に

是陰陽華二所崇ノ胡神ノ称ナリ 然レドモ近世神祇家流ヨリ八王子ハ盡ク 本邦ノ神ナリト称シ 日神ト劔玉ノ誓ニ由テ 所生ノ五男三女ノ神ヲ以テ八王子ニ附會ス 誤ナリト謂ベシ 八王子ト称ハ 元来山城叡山浮屠氏ノ祭奠ヨリ出テ 本邦唯一神祇道ヨリ出所ノ称号ニアラズ 素神ヲ以テ午頭ニ習号シ 其ノ社号を誤ルモノハ正シテ可ナリ 午頭天皇ノ祠ヲ以テ強ヒテ素神ニ率号

セント欲スルモノハ不可也

と見えてゐる、思想に煩はされた結果でないかと思はれる。斯様に八王子社は各地に祭祀され尊宗されてゐる神であればこそ、各夫者は自己の田に引き祭りこんだもので、これこそは本末顛倒した逆説といふ可きである。此の八王子神こそは御崎社古記にも記してゐる神名であつて、まさしく神代巻に記されてゐる五男三女の八王子であらねばならぬ。他所の八王子社はいざ知らず此処の社は相違もなく、と云ふのは古来御崎神社は唯一神道の社であつたのである。従つて前に引用の旧記に

往古より當社之於神前穢石淨尼之輩時々蒙神崇云々

と記してゐるのである。其の地に祀られる八王子社に何ぞ斯る邪神を祭るべき理あらんやである。今其の真正正銘本邦古来の神であらせられることは、日本書紀神代巻

是は天照太神乃素戔鳴尊の十握劔を索ひ取り打折つて三段となし、天真名井に濯き齟然咀嚼吹棄つる氣噴の狹霧に生るゝ神之号を田心姫といふ。次に湍津姫・次に市杵島姫凡て三女まします。既にして素戔鳴尊・天照大神の髻鬘及腕に纏かせる八坂瓊の五百箇御統を乞ひ取り、天真井に濯き齟然咀嚼吹棄つる氣噴の狹霧に生る。神の号を正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊とまうす。次に天穗日命・次に天津彦根命・次に活津彦根命・次に熊野口樟日命[？]凡て五男ます。是の時に天照大神勅して曰く。其物根を尋ぬれば則八坂瓊の五百御統は是れ我が物なり。故れ彼の五男神は悉くは是れ我が児なりとのたまひて、乃ち取りて子養したまふ。又勅して曰く、其の十握劔^{ツカ}は素戔鳴神の物なり、故れ此の三女神は悉く是れ爾が児なりとのたまひて、則ち素戔鳴尊に授けたまふ。是即ち筑紫の胸肩君等が祭る神是なり。(拠 岩波文庫本)

とある。何ぞこれ陰陽家の神であり、浮屠氏の祭祀する神と云ふべきやである。此の神たちは名の如く童神にましますば、古来熊野王子社と云ふのは、この八王子及び五跡王子の神靈を祀られるのであるが、中世には熊野の努力を拘繫せんために殊更に称へた社もないではないが、正しくはこれ等の王子でなければならぬ。

従つてこの王子中の熊野^ノ樟日命の如きは、本宮第三殿に祀られてゐる如く記された書もあるが、これは又大須美神と相近似の神名であるので誤られたのでもある。更に本国神名帳那賀郡の神に

正三位正哉吾勝勝速日天忍穗耳ノ神

と記された神などは続風土記は那賀郡勝神村に祭祀の神なりと考證して、此の勝神は神名に因んだ村名であると云はれ、古語拾遺には此の神を吾勝尊と記してゐるのも、亦略された神名である。斯様に古来尊崇とされた神であれば、各地に祭られてゐるのは當然のことであつて、王子を祭れば新宮の・本宮のと神領の如く考へるのは、大なる誤りでなければならぬことを附記して置く。

火焚祭と白粉餅

當社で從來毎年霜月二十三日に催されて来た祭式に火焚祭といふのがある。其の祭には白粉餅といふのを作つて、神に供し参詣者にも頒つことになつてゐる。當日は庭火を焚き湯を沸し、巫子が舞を催すことは他と変りはなく、里神樂と云はれるものであるが、他と異つてゐるのは霜月二十三日に催すことと白粉餅とである。これは名の如く雪をもあざむく白さで、餅米と米の粉でもつて調整したものであると云ふ。今當社では昔地方の凶作のために、年貢の輕減を藩に嘆願のために罷り出た代表者達が、折からの大雪になやまされて、村人達が鹿ヶ背へ出迎へて連れ販り、火を焚いて其の難をまぬがしめた。これを記念するために、斯く雪に因んで白粉餅を供し、衆人も頂くのであると傳へられてゐるが、そんな愚な事は神様はお召しになるまいと思ふ。又云ふ明治十三年まで毎年正月十四・五日には、近郷の戸長達が當社に参集して年中行事を取極めしたと。之れも近郷の戸長が何を以て他村の神社で、年中行事の取極めしなければならぬのか不思議なことである。これなどもっと具体的なうなづける何かの事実があつたはずである。

話は別の事である。且つ此の地と関係ないことながら、斯の所でその考への一つの資料として記さな

ければならないことがある。それは南方熊楠翁の南方随筆乃南方熊楠全集第五卷等に載せられてあり、又森彦太郎氏も南紀土俗資料引用してある左の文章である。先づ南方翁の記に

日高郡上山路村殿原の谷口と云ふ字の田中に清明の社てふ小祠有り。此の田に棲む蛭大ききも形も尋常の蛭には異ならねども血を吸はず。医療の爲捕えても益なし。莊子に散木に斧伐を免ると云ふ類で、祠側に清明の井とて清水あり。此殿原の応行寺といふ所と、隣大字丹生川間に清明の湫あり。其上の道側に清明轉してふ嶮崖あり。湫の彼方丹生川へ行く途中、駕籠舁其金を取らんとて此崖より清明を轉し落とすに死せず、川を渡り仲の石に腰掛け憩ふ。大いに驚き詫入ると清明恐れる氣色なく、望の物を與ふべしとて金囊を與ふ。大いに喜び持飯つて開けて見ると、木の葉ばかり入れありし由。其れより清明笠塔山に登る。此山に馬の馬場とて長五・六十間、巾四・五間の馬場の如き平坦なる道あり。今に人修めざるに一切草木を生ぜず兩側に大木生ひ並べり。誰も乗らざる白馬屢々現して馳行く。又木隅の茶屋とて人偶々露宿すれば、夜中忽ち小屋立ち人形芝居盛に催されて、晨に及び忽然と消失する所あり、清明ここに來たり笠を樹にかけ、塔に擬し祈りてより其の怪永く息んだと云ふ。東牟婁郡七川村平井と云ふ所の神林に清明が手植の異樹あり、誰も其の名を知らず。枝を折りて予に示すを見るとオガタマノキだった。那智山にも清明の遺跡を色々伝ふ。古事談に清明者乍俗那智千日之行人也。毎日一時瀧に立て被_レ打けり、先生も無止大峰行人云とあるから、廣く熊野地方を旅したのかも知れぬ。

とあるのはその頃の全文であるが、更に土俗資料に掲げられてゐる同地の西面松翠氏の報告文がある。稍異った点もあれば記す

昔上山路村殿原の字谷口の庄司新九郎といふものの所へ安倍清明が訪ねて來たので、新九郎は告ぐるに、此の里の山中に妖怪が出現して通行者を惱すことがあるといふ。それでは護摩を焚いてそれを調伏しようとて清明は山に登った。その祈祷の最中驟雨が降ったので、供の者が傘を清明

にさしかけた。笠塔山の伝説は此処から起ったといふ（和田云ふ 傘をさしかけたのでは笠塔とも云へまい、笠を塔に擬したというのが真らしい）。又護摩を焚いた場所を笠塔山行ひの段と云つて、同山頂に形跡はある。此ことあつて後妖怪の出現は止んだ。清明は谷口に飯つて来たので新九郎は此の里の附近に猪・鹿の害と、田の蛭に悩まされることを話した。清明曰く毎年霜月二十三日を拙者の忌日として白粉餅で祭りくれよ、さすればその害を除ひてやらふと云ふや否や、清明の姿は忽然として消えた。爾来今に至るまで谷口の蛭は人に吸ひつかぬと云ふ（或は云ふ清明ここの蛭に血を吸はれ怒つて其の口を捻じた、それから一向血を吸はなくなったと）。姿を消した清明はやがて殿原の恩行寺いふ処に現れ、一若と云ふ者の家江泊った。清明が大金を持つてゐると知った一若は悪心をおこし鶏の止木の竹なのを幸ひ眞夜中にこれに湯を通して、一声高く時を告げしめ夜明けも近いと偽つて連れ出した。そして日高川の支流丹生川に沿ふて溯り、穂手休場の土手なるまひく崖といふ絶壁に至るや突然突き落とした。そして細道を辿つて渚の辺に降りて行つて見ると、溺死した筈の清明は渚に臨んだ大巖の上に自若として坐つてゐた。此処を清明ころがしと云ひ・渚を清明渚といひ・巖を清明腰掛巖といふ。

清明は徐に口を開いて一若に向ひ『汝愚にして悪心を越し、大金を奪はんが爲に我を殺さんとしたのであらう。そんなに欲しいものならばすっかり呉れてやろう』と財布を投げ出した。一若は恐しくもあり・きまり悪くもあり・嬉しくもあり、且つ謝しその財布を貰つての飯り、願れば清明は指を噛み切り血を出して、壁の様な岩に文字を書きつけてゐた。一若が家に飯つて財布をあけて見たが予期した金は一文もなく、金と見たのは悉く木の葉であつた。其の後一若の一族は悉く擧げて癪病にかゝり死に絶えた。

其の後恩行寺の前の川中に、夜な夜な異光を放ち人々を驚すものあり。或人これを拾ひ上げて見ると玉石であつた。これぞ一若の家に祟をなすものであるとて、これを清明の神体として土地を撰んで祠を建て、安倍清明こうしん大明神といふ。略して清明さんと呼び、今も賽する人はあ

るが昔から道なし宮とも云つて、参道を開かぬ慣例になつてゐる。此の下の田を清明田といひ（上山路村殿原字谷口千二十番地田十七歩）、古来下肥は勿論灰をも用ひず、只草肥のみを施す例になつてゐる。これも清明の畏敬の余りだといふ。

此の事をよく考へ合せて見ると、続風土記に引用して寛文雜記の和田西山の井見ノ松と云ふ事、御崎神社の火焚祭の毎年霜月二十三日に白粉餅を供へて祭ると云ふこと、更に同社の御輿が丸山とか・藤井とかと、此の六郷堰に係のある地に出御したと云ふことと、更に毎年近郷の戸長達が年中行司の取極めをしたということ等を考へ合せると、全く驚くばかり一致してゐることである。いづれも其の所伝を失はれて、好い加減の理屈めいた話をつけてゐるが、この井堰に係したこととでなければならぬ。必ず清明といふことは分からなくても、後日何処かで戸長達の御崎神社に會合したことについての古文書が発見された時は、必ず當時に於けるこの経費その他について協議をなすと共に、井堰の安全と豊饒を祈つたに相違はないと思はれる。當時この地方に於ける大社であれば更也。

更に不思議に偶然の一致か知らぬが、東牟婁郡七川村平井の神林の清明手植と傳へてゐる木はオカタマノキであつて、南方翁が云はれてあれば続風土記に見えてゐる雷社の五丈余りのオカタマの木が、今も現前雷社の故地にあり、三抱の大木となり三間程上は一度折れたらしいが、之又一致してゐること等も此の井堰と清明との交渉が物語られてゐるのではあるまじかと私は思ふのである。

続風土記に前に引用した如く、此の清明は紀州に來た事はなければ、後鳥羽院鎌倉時代の清光であるう等との考證は浅見のそしりをまぬがれぬ。南方翁の云はれる如く、清明は那智千日の行者であると古事談に見えるのを以てすれば、幾度か熊野に参したことであろうとは明らかで、其の時により山間の往来を通じた事もあろう。従つてその経路がある上山路にも斯かる説話の残されてゐる所でもある。因みに清明は陰陽博士として村上天皇より一条帝に及ぶ五代の朝に奉仕した人であり、凡そ今より九百五十年乃至千年前の人である。そうして白粉餅という白粉について、慶長頃堺の錢屋宗安といふ人大明に習得して、はじめて作つたと云ふことは一般の常識となつてゐるが、此の頃から流行し且つ精良のも

のを作り出したのであるが、我が国にはじめて伝へられたのは「持統天皇六年勸ニ渡始ニ造鉛粉百末精」と和漢三才圖會に見えてゐるので、未だ精でなくても純白の鉛粉を以て白粉と云ったことは、鎌倉時代の昔からあったのであれば、清明は斯く云へばとて別に不思議はない。

棟札

御崎神社正殿棟札（天保五年）

長さ二尺九寸八分 巾四寸八分 厚七分

表

天保五年霜月吉日

奉造當正三位御崎大明神御正殿

天下泰平五穀成就浦方繁盛
當御国主御武運長久神領繁盛

守護

紀伊国日高郡小池莊二尾莊惣社御崎大神

奉仕神主 塩崎筑前藤原正久

工匠 和田浦甚六

倅 同苗和田浦藤原正国

同弟子中

裏

當社は天正年中迄丸山村田井村財村において御神領数多有之右御神納を以御造當御修覆致来然処御神領退轉

己後元禄十七年御普請貞亨元年子御修覆等聊残有之神領之納銀を以奉修造其外所邑御宮入御神

領之納銀に而他の助成を受ず今文政十一子年御正殿及大碎御造當奉願従来通り御神領之松木伐方御免許之上取掛有事

茲二同四月風下郷中より神領之御趣意不相辨故障申立候庄屋有之御上之御執扱二相成御普請中絶致天保五年三月右郷中者

御礼之上全不當之事從來之通社頭願相済同十一月四日上棟 此郷中社頭論議委細八神主方記録達留に見えたり當年殊外高値付

めでたし／＼ 万々歳

本ノ脇

モトノワキ

宮脇の西に続く地で山を背にして南直に海に接してゐる。長汀一里に続く青松も此処に至ってつき、其の地に居を構えてゐるので、宮脇の地より広さを持つてゐる。落居の間に尚三・三・五・五の老松があり、南面に暖竹を以て潮かぜをしのぐ地である。

此の本ノ脇の名についての考證は簡單に行かぬ、簡にしては納得が出来難いからである。近世になつては明かに和田の小名としての存在であり、明治以来は表向は一小字に過ぎぬのであるが、もとは此の地こそは和田で最も古く、所謂草分の地であつたろうことは、既に前々から幾度も云つてゐたことであるが、此こで其の具體的にあげなければならぬ。本の脇の名のあることは景行帝の御代に置かれた別の制にはじまる。即ち其の別の館が設けられた地であるために、其の後の人達はモトノワケの地と、以前のワキの地といはれた事にはじまると私は解するのである。

其の別の置かれると云ふことは、人の居ない原野叢におかれる筈は無いのである。其の土地が相當な發展を來たして、當時の文化地であつたればこそ置かれたのである。それには一朝一夕には文化は築かれず、土地の發展もなるべきものではない。そこで話はずっと以前に溯らねばならぬ。太古出雲族がわが紀州に進出して日ノ御崎によつて、此処は出雲の日の岬に似た地であるといふので斯く呼んだのである。さうして亦別れて更にのびた人は此処に居を構へて生活をはじめた。して見ると地の理を得て安樂な暮しが出来るとなると根城が据つて来る・人が聚つて来る。其処へ聚落が出来・神社が祭られ・現世の安全と民族の發展とを祈り海の幸・山の幸いやましにまさんことを祈つたに相違はない。それが御崎神社となづけられた。勿論ここに至るには相當な年月を重ねられたことは明であらう。勿論其の間には神武帝の御東征のこともあつたらうことも想像される。斯くしてここに近郷での文化地帯を形成するに至つた。景行帝が別の制のしかれて、古事記と日本書紀にその事見えてゐるのである。

凡此大帶日子天皇之御子等所録廿一 王不入記五十九王并八十王之中 若帶日子命與倭建命 亦五百木之日子命 此三王 負太子之名日其餘七十七王者 悉別贈国 国之国造 亦和氣及稻置

縣主也 故若帶日子命者 治天下也 小碓命者 平東西之荒神及不伏人等也 次櫛角別王者 茨田

等之 次大碓命者 守君大由君 嶋田君之祖 次神櫛王者 木ノ国之酒分阿比 古宇陀酒部之祖 (古訓古事記)

と見えてゐる。次ぎに書記(記を引用するに見易からしむる爲に岩波本に拠る)巻七 景行天皇の條

夫れ天皇の男女前後并せて八十子まします。然れども日本武尊稚足彦天皇(成務天皇)五百城入彦皇子を除きての外七十余の子は皆国郡に封じて、各その国に如かしめたまひき故に、今の時に當りて諸国の別と云うは即其別王の苗裔なり。

と見えて、古事記には和氣と記し、書記には別としてゐる。これ即ち橿原の朝に於て諸国に国造を任命して各其の地に至らしめた。我が紀の国には天ノ道根命が紀の国造の祖である。しかしこの時までには郡部に互る統治には至らなかつたので、其の七十七王子を諸国に別ちて郡部の統治にあたらしめたと云ふのであれば、其の樞要の地に駐在されたことは自明の理である。従つて其の別の地であると考定するものである。今定かならぬは遺憾であるが古事記に云ふ。

神櫛王者 木国酒部阿比古 宇陀酒之祖

とあることと更に考へ合さなければならぬことは、書記景行天皇四年の条に天皇の各の妃と皇子・皇女を記した中に

又妃三尾氏磐代別の妹 水齒媛五百野皇女を生む

とあることである。之は或は三尾氏とあることは三尾の地に居住したとか、三尾の出身であるとか云ふ意でないであらうか。由來我國の姓氏は多く其の地の名を以てしてゐることは、支那とは反対であれば既に此の頃から斯様な慣例とかがあつたものでありとすれば、即ち其の妃水齒媛は三尾と関係浅からぬと見ればらぬからであり、斯うしたことが許されるとすれば、三尾なり別と云はれる此の地なりは、古くより文化の地であつたことを證するものでないかと思はれる。

又釋日本紀 帝皇系圖の條に景行天皇皇子

「五百野皇 齋宮 齒郎媛 三尾氏磐城別妹」
母水

景行天皇齋宮として此の皇女が奉仕したことを傳へてみると見えあれば、或は此の別には皇女で三尾に關係ある処からであるまいか。又御崎社に攝社として奉祭せるも、此の齋宮ではないであろうか。

それから時代は降つて弘仁年間、奈良右京藥師寺沙門景戒によつて記された日本靈異記 具さには 日本國現報善惡靈異記其卷下第三十三に

紀直吉者 紀伊國日高郡別ノ里 椅家長公也 天骨惡性不_レ信_ニ因果_一 延曆四年乙丑夏五月 國司巡_ニ行部内_一 給_ニ於正稅_一 至_ニ千其郡_一 下_ニ乎正稅_一 而班_ニ百姓_一 有_ニ一自度_一 字曰_ニ伊勢沙弥_一 也 誦_ニ持藥師經十二樂又神名_一 歷_レ里乞_レ食 就_下於給_ニ正稅_一 之人_上乞_レ稻 臻_ニ於厥凶人之門_一 而乞_レ見_ニ彼乞者_一 不_レ施_ニ乞物_一 散_ニ其荷稻_一 亦剥_ニ袈裟_一 百拍迫之沙弥迹_ニ隱ル_一 于其別寺ノ僧房_一 凶人遂捕_ニ更採_ニ己門_一 舉_ニ持大石_一 常_ニ沙弥頭_一 而迫_レ之 云々

と文は長く、具つ馬鹿の舉を聞くのでないから略するが、此処に云う其の狂人紀の直吉足と云ふ者が日高郡別の里にあつたこと、其の里に別の寺と云ふのが、延曆四年にあつたと云ふことを知られる文献である。今其の跡を尋ねるに由なきは遺憾である故かあらぬか。続風土記にも紀伊名勝圖會にも、此の別の寺を以て道成寺に宛てゝあること、実に愚にもつかぬ話である。寺が古ければ道成寺・日高郡の寺なれば道成寺と云ふのは、誠に杜撰な論と云はねばならぬ。此処に於ても各地各町村の字名は勿論、小字さでは呼び名口碑にのこる名から、其傳へ等を充分調査考究しなければ、郷土誌の一頁を記す資格勿論なく、其の一駒を語ることも差し控へなければならぬと云ふのである。日高郡誌は此の記事を以て、「抑々何を語るものぞ」としてある。此の間にあつて吉田東梧博士は其の著地名辞書に於いて、前記続風土記・名所圖會の記述を尻目に、此の本ノ脇を以て別の里と認め、別の里の所在地となし

別里和田浦敷 靈異記云（とて其文を引用して後）小字本脇あり

と記してゐて、其のモトノワキも本脇ホンワキと読まれてゐる程にして、斯く考證されることは実に其

の史眼の博識と云ふべく敬服の外はない。

此の別の里は即ちモトノワキと呼ばれてあれば、これ即ち景行天皇の別王をわかち置かれた別の里であると云ふことに、何等遺論のさしはさむべき余地はないのである。

此の地冬は南高粒山のかげにかくれて、南陽日ざしをほしいまゝにして今も猶豌豆の花は十二月に咲き、一・二月には既に実る好暖の地であり、夏は海洋を渡る南風をまともに受けて涼しさ限りなく、且つ人口稀薄の時代にあつて漁撈を事とする住民にあつては、左すれば一里に亘る汀々たる渚あり、右すれば海藻魚貝をとる海礁これまた一里、更に山の物を捕ふるに谷口谷・大谷等の深谷ありて、誠に絶好の地と云ふべきであれば、此処に聚落をなす決して不自然ではない。

然り次第に人口の増加につれて、農耕を以て主業としなければならぬ時代になると、地の狭小は自ら又余儀なく田野の地に移らざるを得なくなる。従つて次第に進みもつて荒野を開墾して農を営むに到つたことは明である。其処で従来考へ来たことは理解し得られなくなると思ふ。斯くして次第に発達して今日の和田村を形造つたものである。兎に角此の地は地理的に見て且つ人文発達の史的に眺めて、此の地は和田村の草分けでなければならぬと私は考へる。ことによつたら日高郡の草分けであつたかも知れぬ。

御崎神社の鎮座も此処に住んだ人達によつてなされたものであり、脇ノ寺も亦此の人人の信迎によつて建立されたものであることは否定することは出来ぬ（此処で云ふべきではないが、別の寺についての考證は私は別にある）。

以上は所謂人家を見る地である。此の村程明確に居住の地は畑地（所謂砂地）であり、山岳地帯・耕地地帯とはつきり区別されてゐる所は珍しいのではあるまいか。以下山の方へ廻る。

宮ノ谷

ミヤノタニ

宮脇の北に位する山谷で、もと御崎神社鎮座の地である故に宮ノ谷と称するので、傾斜もかなり急である。余り高くもないがその中腰にあつて、今尚社の跡が認められ、礎もわずか乍ら其の跡を残してゐる。前は広々と果てのない海原をひかへ、右手二里にして日ノ御崎であり、風早の名を負ふ荒海を守護したまふ神として、鎮りますにまことに絶好の地である。然しそれだけに風當りが強く、社殿の荒廃もひどい事であつたろうし、地は狭少であり礎の急といふ等々で、貞觀元年に至つて現地に遷されたものであろう。

岩口谷

ユワグチダニ

土地の人は岩口と云つてゐる。大体本の脇の背後をなして、標高三百二十六米の南高粒山の主山をなすもので、その深谷の二谷にわたる区域の名である。其の中央に突出する尾根を山伏尾と云ひ、其の尾のつきる、即ち二谷のわかれる所、巨岩巨石累々としてありし昔の岩窟が豫想せられる、実に名の如く山伏尾の名をなる所以で、山伏の住みし所と云はれてゐるのも不思議はない。従つて岩口谷の名をなすに至つたのも、此の巨巖を以ての故であるまいか。然しこれは台帳面の名であつて、土地の人は此の東の谷を狐谷と云つてゐる・西の谷を岩口といふ。然してこの二つの谷の口は狭く、其の狭少なるを堰して本の脇の池と云はれてゐる池が設けられて、僅かの田を耕作してゐる。其の開鑿の年代は明らかでない。日高鑑にも記載がなければ、所詮延宝年間以後の事と見なければならぬ。

城ノ尾

此の岩口谷と西大谷を隔する尾根を城ノ尾と云ひ、其の尖端即ち字岩口谷三〇四五番地・字大谷一九九九番地に亘り古城趾がある。約四十坪の平地を中にして、北五十坪・南西に四十坪許りの低平地ありて、北側の堀割は長六・七間、幅及深さ各二間の石垣等も残存してゐる。

紀州郡主旧記の後部に元禄年間の追記として

古城一ヶ所 和田浦是は美濃佐兵衛殿と申仁居申候由

とあり、日高鑑には同様の記に

百八十年以前退転仕候

と記されてある。これが信ぜられるとせば、明応の頃没落したものと思はれる。今以上の記によって、美濃佐兵衛なる城主について考へて見るべき史料は見出し得ない。此処について思ひめぐらすべきは明応と云へば、時あたかも湯川家十代といはれる春政の頃に用ひられてゐる明応の年号と一致するので、その頃屠られたのではないかと想像もしないではないが、何等の伝へもなく亦城跡もそのまゝ於置された形でもあれば、夫れもいたづらに我々が考へる廻り根生といふものに過ぎぬらしい。従つて不明と云ふより外はない。

古屋敷

亦淨明寺跡とも云ふ。此の尾を昇ること山頂、それより岩口谷下る西側三十間許の所に、上下二段につくられた石垣の平地二畝ばかり・玉石などもあり、続風土記は（続風土記一畝半）此処を万葉集に於ける紀伊国三穗岩室（前記美穂の條に引用の歌）を以てして、此の処を三穂の岩室であると考定して、碑を御崎神社に建つとして其の文を掲げてゐるが、碑は建てられたことはない、僅かに天保の事で碑の存在は知られないことはないのであるが、そのことの見たものもなく、碑の跡も見られないので立つべき筈であつたが、建てなかつたのであらふ。然し続風土記に其の碑文を記してゐるから、此処に引用して後の考證の資ともなさんか。

三穂岩室久米若子碑

上世之事求諸古史古史所闕旁求諸雜記歌詩雜記歌詩所傳必考諸遺蹟里傳遺蹟里傳雖舛乖多物有其

象則足以微矣如三穗石室是也萬葉集所載傳通法師咏三穗石室之歌三首無名氏所咏二首皆追悼久米若子也其序引唯言紀伊國不斥其所處久米若子考諸史爲顯宗帝又名帝之龍潛在丹播二國與紀無涉且歌詞與帝事不類此皆可疑也今反復尋討得其遺蹤蓋日高郡有和田浦和田以西謂之三穗今和田西一里許有三尾村歌詞咏三穗浦廻即和田之義和田浦有御崎神詞之西北皆冥巖澳谷二百五十步至巖口兩巖相對如門故名數百步至山伏尾過尾二百五十步始得平地曰古郷又名淨明寺趾所謂三穗石室即是也其地上一成通得廣一畝半礎石猶在意者下焉者即石室之遺址上焉者即葬若子之處其墓有居而焉有後人遂名以淨明寺也其廢不知在何時矣土人又傳嘗有山伏居于此故有山伏尾名蓋山伏山栖也又謂奉役氏道者若子之巖居其狀貌於常人故後人迫目以此也按書紀古事記所書雄略顯宗二帝之間年紀乖違最甚事蹟齟齬又多今不可辯其是非如何也要之其地僻遠事屬隱諱二史得之曖昧故不能無誤焉耳今依本居宣長說參之事蹟以意斷之曰押磐皇子之被殺避難於円波者久米若子也若子生二子於丹波於計弘計二王子即是也二王子稍長搜索猶急日下部連使主度其難免也其子吾田彦奉二王子遁於播磨又使若子遁於紀自入縮見石室面雉經蓋欲絕踪影也其慮患也遠矣若子之遁於紀深自韜晦擇山間僻奧之地而居焉世無因知其爲何人焉耳於計王之入承大統若子既薨故二史不能得其詳也然則久米王子乃押磐皇子之子而於計弘計二王子之父也久米翻音計則於計乃大久米弘計乃小久米其取名於父也又必矣二史中間脫一世以二王子即爲押磐之王子又以久米若子爲於計王之一名皆傳聞之誤耳嗚呼若子不及顯宗龍飛之日幽憤抑鬱齋根地下歷千三百有餘年無一人雪其冤者史氏亦失其傳不能顯明事蹟埋沒以至于今吁其謂無天道也歟嚮無博通法師誰知有其人也今也得考其事實而知遺蹤之所在焉其可以不碑表也哉

天保六年歲在乙未秋七月

仁井田 好古 模一甫撰

如何にも好古翁の云へる如く久米若子を追慕し奉り、其の不遇をしのびまつる時まことに哀悼の極みであり、且つ史実の失はれたるは遺憾なことであるが、何分にも隱栖流離の御身であらせらるれば、其の

史跡の名証を欠くのも亦無理からぬことである。然し出来得べくば之等隠滅せる史蹟を顯要することは、史家の以てすべき任でもなければならぬので、その正否はともかくも続風土記の説も一応は傾聴しなければならぬ。又名所圖會の云ふところ前に既に記したが、同記は更に此の久米若子をいさゝか偽視せる点もある。即ち圖の上部に記して曰く

久米若子三穗窟に籠らせ給圖 按ふに若子の事蹟今傳らず、然れども萬葉集に久米の若子がゐましけるとよめば、貴人の謫居せられしなるべく。近頃諸説粉々としてあれど、明證なきこと惜むべし。

とあることは、若子その人を疑つてゐればこそである。日高郡誌は眞向からこの二説を否認して曰く
続風土記の説に対して、此の辺もとより往古の三穗の内なるべけれど、之を以て石室の遺地となすは、甚だしき謬斷なりといはざるべからず。

と云ひ

本居宣長がかつて懐ける「弘計王は磐皇子の御孫におはしけん云々」の疑を疑として見る時は、若子其の人は億計・弘計二王の父王にておはせしならんと考ふるも、強ち無稽のせつともすべからざるに似たれども、未だ以て史家の定説とはすべからざる也。

と云ひ、又名所圖會（前引の説）を引き

然れども地形を按ずるに、此の窟荒磯に臨みて風濤の慮あり、断じて少時の假居にも堪へず、之を以て三穗石室を當つるが如きは甚だ非なり。要すに三穗石室は今の三尾村附近にありしなるべけれど、今その遺趾明ならずといふ外なし。

と断じて、更に圖會の

万葉に久米の若子がいましけると咏めれば、謫居の貴人なるべし

といふに對して

一応はさることながら、万葉集作者の履歴には『久米若子長流人と称し紀伊に住す。好みて神侍

を行ひ其道に通ず。後終る所を知らず』ともあり、其の拠る所明かならざるも、斯説寧ろ當れるに似たり。

と云つてゐるのは過に失した言葉ではないかと思ふ。今この引用して書は如何なる人の記したものかは知らぬが、此うした説のあることも亦否めないことであり、伊勢の荒木田久老も左の如く云つてゐること、今其の書を見ないので確なことは云へないが、雅澄の古義には之をあげて

久米若子我神武天皇の御時、大伴氏遠祖の率ませし久米部の雅子なるべし。天皇紀伊国を経て内津国に入ましてなれば、紀伊国に久米部の残りをりしなるべしと云へり。若子は壯子の通称にて、来背若子・殿之雅子・毛津之雅子又緑子の若子ともいへり。

と云ひ、斯る説はあれど尠くとも正史に明に市辺押磐ノ皇子の顛末を記し、丹波や播磨に隠れまししことありて、後弘計・億計の二王は共に帝位につかれたこと明記しあれば、いかに歌に依つての考説とはいへ、斯くまでに云ふは余りに過酷であらうと思はれる。史家の間にしろ万葉孝者にも古来粉々として諸説販着する所を知らない有様であるが、宣長翁の説は尤も穩當に且つ當を得ると私は思ふ。久米の若子についての名に依つての問題は、斯くとすれば其の所在地は既に万葉の端書に紀州とあり、且つ其の紀州に於ても、日高と云ふことに既に衆の認める處であり、三穂は既に云へる如く此の地方和田より三尾の間とすれば、其の石室は何処に求むべきであらうか、それについては既に日高郡誌も認めている。然らばそこは何処かと反問したくなる。

ついては其の古屋敷を今一度見直して見ねばならぬ。其処は山上のことであり、此処からは日高平野の東部は眺望のうちにあり、且つ海面は遠く牟婁沖から三尾沖まで一目に入るところであれば、隠居に如何なものであらうか。まして住むに必要な水は中々容易に得られない許りか、そうした墳などの形蹟は只前記の如き平坦地がつくられてゐる位であつて、いかに考へても石室の隠栖などいふことは決して思ひも及ばぬ所であり、且つ続風土記にも引用している如く、寛文記には『四間の庵ありしと伝へられる』と記してゐるとあつて、それは後の人の葬れると好意に解してゐるが、千年以上の隔たりを持つ

て、尚葬へる人の住めるといふことは、他の立派な墳にその例あるやと思ふとき、いさゝか笑はさざるを得ない。又此の淨明寺趾と云ひ、古屋敷と云ふ所には宝永・正徳の間に尚石地藏ありしこと、小池の人寺田氏篤信をもつてして、雨露に瀑されあるをいとひ、此の処より数町峰続きに東せる東側、即ち小池領の地に庵を建て移し、朝夕香花をそなへて参りしこと、其の行状記に見えてゐる。其の庵を明治二十五・六年の頃かゝ小池の西福寺の上に移し、其の地に参らせてあるを思ふ時、これ等雅子の靈をまつる奉仕ではなく、斯る何人かの篤信者に依つて、かゝる草庵のしつらはれしこと明らかであるのではない。又云ふ

此の所山伏の住みし所なる。故に山伏尾の名今に残れり。若子の此処に住み給へる、里人其の由緒を知るものなく、其の状の常人と異ならせ給へるを髣髴としてかくは伝へたるなるべし。

と斯様に山伏尾のことを云つてゐるにもかゝらず、其の位置を取り違へてゐるのは、現地を見ずして只聞いてからの記述であつたからであらう。一度この現地に至らば山伏尾の突端の巨巖累々たる状を見ざるを得ない。亦更に拾数町をよじ登つて此の現地に至らば、如何にしても斯かる考説の出来るべき筈はないのである。斯くしてかゝる論を立てたことは、何と云つても続風土記のためにまことに遺憾といはねばならぬ。

謂ふところの山伏尾は、実に谷深くしてしかも石室と云へば石もあるべきことが、今にして髣髴すべき絶好の地であり、わづかに眺望し得るのは谷間に見る海洋と・磯うつ浪の碎けるのみであり、沿岸を通行して更に見るを得ない所であるのみならず、谷深くして住ひに水の利ありて、絶好の隠栖の地といふべきである。されば私は此の三穂の石室を此の地にもとめるとすれば、此の山伏尾の巖窟（敢て巖窟といふ。それでありしことは誰が見ても納得のゆく所であればある）を除いて、此の地方に於ては絶対に無いのであるといふことを、断言してはゞからぬのである。三尾村のウツクシナの如きは、人の住み得ざること郡誌の云ふが如くである。此の窟前に松はおろか雑草・雑木すら一本も生育しないことは、激浪にさらわれるればであること論より証拠である。且つ一滴の水を得ることが山を越えて現在の三尾

の地まで行かねばならぬことは、たまさか好晴の日に杖を曳く見幸の人士には、かゝることは理解せられる筈はない。只岩穴であれば斯く云ふことは又考へなければならぬ。又宣長翁は「玉かつま」巻九に、「紀の国の名どころども」との題下に

三穂の岩屋は、同郡三尾村の廿五町ばかり東南の海べに在、岩屋の中に石の観音の像があり、熊野道のうち日高川塩屋浦のあたりより西の海べに、一里ばかりの長き松原ありて和田ノ松原といふ。此岩屋はその西の際なり

と見てゐる。又元禄十四年の著者不明の紀州志略といふ寫本の日高郡の条に

石窟在三穂村東十六町海畔 窟中有観音石像 僧博通歌云々

とあるのを見ると、宣長翁は塩屋から其の理人に「岩屋やある」と尋ねたるに依つて、そは云々と指し示ししを聞きしものであらうことは、はつきりとかゞはれる。其の云ふところは、今和田村と三尾との境に十間とは隔つてない西に穴あり、之を「お六穴」と和田では呼んでゐる。其の穴と云ふのは此もウツクシナの穴と比較して、更に少しは低い処であらうと思はれ、穴は高さ今では三・四尺以前でも六尺とはない。巾一間あり奥行としては一間もない所から下に向いてゐる。其の上には雑木は形ばかりにあるが、穴の前は眞砂で其の下は巖礁で、荒浪にとてもしのぎ得ない所である。然るに斯く穴はあるかと云ふに依つて答へたのがお六穴で、観音はまつてあつたかも知らぬが、それをこちらで早合点し三穂の石窟などいふのであるまいか、今は既にその埋つて愈々であつた。形位はうかがへる所であり、昔は此の穴の前は三尾往来で、此の前は徳利割といはれた崖であるといふ。

然るに今でさへ芝口氏ともあらう人が此処を三穂石室に擬して、縣報告二十二輯に報告されてゐたと思ふ。其の文に

人の話に依ると、内は広く畳三・四枚を敷くことが出来る。松樹其の他雑木が茂つて入口を蔽ひ、海に面したれど風浪の憂少しもなく、附近に飲料水を求むる 等々

とあつたこと記憶するが、これも亦実地を見ずしての記であることは明瞭である。當時は飲料水を得る

には、所謂徳利割と犬戻りを越えて、大谷の水を汲まねばならぬのであり、松樹はおろか雑木一本もない、只暖竹の少しあった事は私の幼少の頃から此処に磯釣をして充分にわかつてゐる所なのである。

斯くして従来この石室に擬せられた所を検討してみると、如何にも納得の行く所とてはない。よつて私は云ふ。山伏尾の尖端こそは、実に石室のありし所と断じて何等欠点はないのである。しかもこの三・四町を出づれば本ノ脇の部落であり、既にその頃別の館が置かれて四百五・六十年の後のことであるのだから、かなりの発展をしてゐたに相違はなく、隠栖に何等の不自由もなく、且つ万葉の歌の意にも充分に添ひ得る所である。日高郡誌も此処に注意をはらはなかつたことは、続風土記の古屋敷の実地を見なかつたと共に遺憾に思はれる処である。此処を置いて此の附近に求め得られると云ふ処が、いづくにあるやと問ひたい処である。郡誌編纂の時私は森氏と共に此の山上を廻つたのであつたが、その頃ここに思を至すに到らなかつたことに今遺憾に思ふ。もしいさゝかの心を致してあれば更に一考を求め得たのであつた。今更遺憾であると思ふと共に、故人のためにいさゝか其の愚をおわびする次第である。

更に考へなければならぬのは、此の所謂山伏尾を包む東の尾根（西の尾は前にも云つた城の尾であり、それと門戸をなす東の尾）の頂端に古墳とおぼしき巨石の打ちかさなりて、墳形の碎れる形のあるものは、一考に値するものではないかと私は兼てから考へてゐる。其の東の谷間に根本さんと称する小祠があつて、其処に湧出する清水は幾千年の久しきにわたつて、此の本ノ脇に住む人を養ひ來つた水源なのであると共に、此の小祠こそは此の里の里神さんであるばかりでなく、ことによつたらば和田村の里神さんであるかも知れないのであるが、其の傳を失つてゐることは遺憾である。

『和田村小字考』(1)終わり(2)に続く

多ページのため製本上あえて二巻に編集した 原本は一巻である

平成十八（二〇〇六）年七月二十日

清水 章博

